

## 平成18年第2回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月20日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
14番 渡 辺 強 君	8
3番 村 田 正 弘 君	20
8番 大 澤 タキ江 君	31
9番 梅 村 務 君	42
7番 新 井 利 朗 君	52
○町長提出議案の報告及び一括上程	57
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する 条例)	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一 部を改正する条例)	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第33号 長瀬町集会所施設等設置条例等の一部を改正する条例	
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第34号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例	
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第35号 総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する 条例	
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第36号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例	

○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	70
・議案第37号 平成18年度長瀨町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	74
・議案第38号 埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	78
・議案第39号 埼玉県市町村交通災害共済組合の規約変更について	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	78
・議案第40号 埼玉県市町村交通災害共済組合の解散及び財産処分について	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	79
・議案第41号 埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更について	
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	80
・議案第42号 埼玉県市町村消防災害補償組合の解散及び財産処分について	
○議案第43号の説明、採決	81
・議案第43号 長瀨町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	82
○閉会について	82
○町長あいさつ	83
○閉会	83

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第38号

平成18年第2回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年6月15日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成18年6月20日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

3番	村	田	正	弘	君	4番	大	島	瑠	美	子	君
5番	齊	藤		實	君	6番	野	原	武	夫	君	
7番	新	井	利	朗	君	8番	大	澤	夕	丰	江	君
9番	梅	村		務	君	10番	西	山	津	智	男	君
11番	野	口		清	君	12番	岩	田	義	和	君	
13番	染	野	光	谷	君	14番	渡	辺		強	君	

不応招議員（1名）

2番 関 口 雅 敬 君

## 平成18年第2回長瀬町議会定例会 第1日

平成18年6月20日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町政に対する一般質問
  - 14番 渡 辺 強 君
  - 3番 村 田 正 弘 君
  - 8番 大 澤 タキ江 君
  - 9番 梅 村 務 君
  - 7番 新 井 利 朗 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第37号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第38号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第39号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第43号の説明、採決
- 1、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、閉会について
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（12名）

3番	村田正弘	君	4番	大島瑠美子	君
5番	齊藤實	君	6番	野原武夫	君
7番	新井利朗	君	8番	大澤夕キ	江君
9番	梅村務	君	10番	西山津智男	君
11番	野口清	君	12番	岩田義和	君
13番	染野光谷	君	14番	渡辺強	君

欠席議員（1名）

2番 関口雅敬 君

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤芳夫	君	教育長	村田六郎	君
参事兼 総務課長	新井敏彦	君	参事兼 町民課長	近藤博美	君
参事兼 建設課長	平健司	君	企画財政 課長	齊藤敏行	君
税務課長	中川昇	君	健康福祉 課長	浅見初子	君
観光課長	大澤彰一	君	産業課長	若林実	君
収入役職 務代理者 出納室長	染野真弘	君	教育次長	大澤珠子	君

事務局職員出席者

事務局長 南 昭 書記 石川正木

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（西山津智男君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成18年第2回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成18年第2回長瀬町議会定例会を開会いたします。

なお、本日の会議に欠席の届け出は、関口雅敬君1名でございます。



◎開議の宣告

○議長（西山津智男君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（西山津智男君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（西山津智男君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成18年2月から4月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

3月22日に、秩父地方庁舎で「秩父地域議長会第4回役員会」が開催され、副議長大島瑠美子君ともども出席いたしました。

4月15日に、小鹿野町越後屋旅館で「小鹿野春まつり観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

5月26日に、秩父ミューズパークで「秩父地域議長会役員会並びに総会」が開催され、副議長大島瑠美子君、議会事務局長南昭君ともども出席していただきました。

6月19日に、秩父地方庁舎で「秩父地域基幹道路建設促進議員連盟」及び「水と森林を守る秩父地域議員連盟」の役員会が開催され、副議長大島瑠美子君に出席していただきました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（西山津智男君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。

6月定例会の開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

緑の鮮やかな季節もあっという間に過ぎ去りまして、梅雨の季節を迎えております。関東地方では9日に梅雨入りとのことですが、しばらくの間は、はっきりしない天候が続くのではないかと思います。この季節は、大雨による災害の発生しやすい時期ですが、農作物の恵みの雨になることを願ってやみません。

また、5月27日には、インドネシアのジャワ島中部で大地震も発生し、大きな被害が発生しておりますが、改めて自然災害の恐ろしさを実感しております。

さて、国内外の状況を見ますと、国会は18日に閉会となりましたが、自民党の後継総裁の問題、中国や北朝鮮問題、ライブドアや村上ファンドによる株取引の問題などが続発しております。

また、子供が被害となる痛ましい事件も後を絶たず、大変憂慮しております。

スポーツの話題に目を移しますと、現在ドイツでサッカーのワールドカップが開催中で、世界じゅうで熱狂しておりますが、日本チームの活躍を期待しております。

当町におきましては、当面単独で町行政を進めるという選択をいたしましたことから、財政の健全化対策を緊急かつ最重要課題として、町政に取り組んでいるところであります。

さて、本日ここに、平成18年第2回6月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところであります。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、学校給食センター所長の不慮の事故につきましては、皆様を初め多くの方々にご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことをまず深くおわびを申し上げますとともに、持田君のご冥福をお祈りするものであります。職員には訓辞を行うとともに、4月の定期人事異動後間もなかったわけではございますが、5月8日付で人事異動を行ったところであります。

次に、総務課関係についてご報告申し上げます。交通安全対策であります。去る4月6日から15日までの10日間、「春の全国交通安全運動」が実施されました。当町では、7日に役場前で、関係機関の皆様のご協力をいただき、交通安全キャンペーンが繰り広げられ、国道を通過するドライバーに、交通安全を呼びかけました。

6月14日には、上田埼玉県知事が「とことん訪問」として秩父地域においでになり、当町では、宝登山麓・旧新井家住宅前のハナビシソウが満開の「花の里」をごらんいただきました。知事は、ボランティア団体の花の里づくり実行委員会の方々と意見交換をされ、ボランティア団体の活動に高い評価をいただき、有意義なものとなりました。また、帰りには、文化財の指定を受けている樋口地内の「寛保洪水位磨崖標」や日本一の高さを誇る「野上下郷の青石塔婆」も視察されました。

続いて、健康福祉関係についてご報告申し上げます。去る5月14日に開催された「第19回長瀬町社会福祉大会」には、議員の皆様を初め大勢の関係者の皆様のご協力をいただき、盛大に開催することができました。心から御礼申し上げます。また、午後に行われました福祉バザーにつきましては、各行政区、企業

などから多数のご協力をいただき、昨年を大きく上回る7,200点もの品物が集まり、売上金額は約150万円となりました。この売上金につきましては、社会福祉協議会事業資金として有効に活用させていただきたいと思っております。本当にご協力ありがとうございました。

次に、観光課関係について申し上げます。長瀬観光ガイド「えんでんべえ」ですが、順調に観光客からの要請があり、月4回程度のガイドを行っていると同っております。

また、3月29日には、養浩亭横の月の石モミジ公園付近に桜と松等を守る会及び観光協会を中心としたボランティアの方々に大小さまざまなモミジを80本程度植えていただきました。

また、4月8日には、「長瀬さくら祭り実行委員会」主催による「長瀬さくら祭り」が北桜通りで行われました。ライトアップされた桜と音楽により、子供たちを初め大勢の町民の方々、観光客の皆様楽しんでいただきました。

また、4月22日から5月7日までの間、長瀬・通り抜けの桜のライトアップが観光協会主催で行われました。期間中、ミニコンサートも行われ、約2,400人の方に夜桜と音楽を楽しんでいただきました。イベントに携わられました関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

次に、平成18年度春のごみゼロ運動をこしも各行政区で5月28日及び6月4日に行っていただきました。皆様のお骨折りに心から感謝申し上げる次第であります。

次に、産業課関係について申し上げます。花の里整備事業につきましては、昨年度から実行委員会による花の里づくりが始められ、今年度も大勢のボランティアの方々にご協力をいただいておりますことから、6月14日にハナビシソウの観賞会を開催し、関係者の皆様にお礼を申し上げます。その後、とことん訪問でおいでになりました上田県知事も、ボランティアの方々と協働作業で汗を流していただきました。駐車場の拡張やトイレ、ベンチの設置など周辺整備も進み、ハナビシソウは現在見ごろを迎えております。なお、こしから環境整備協力金をいただいておりますが、18日現在、約6,000人以上の入園をいただいております。

以上、今定例会までの主な事業などについてのご報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認を求めるもの2件、条例の改廃4件、補正予算案1件、一部事務組合の規約変更など5件、人事案件1件の合わせて13議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。いずれも町政進展のため重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。



### ◎議事日程の報告

○議長（西山津智男君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（西山津智男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

14番 渡辺 強 君

3番 村田 正弘 君

4番 大島 瑠美子 君

以上の3名をご指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（西山津智男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から21日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から21日までの2日間とすることに決定いたしました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（西山津智男君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは最初に、14番、渡辺強君の質問を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） では、14番の一般質問を行います。

まず初めに、1番目としまして、皆野町との合併問題と今後のまちづくりについて質問します。皆野町・長瀬町法定合併協議会が今年の3月31日をもって解散となりました。その後、皆野町長選、秩父市市会議員選挙などがあり、多少合併問題などにも状況の変化が見られますのではないかと思います。町長はどのように感じ取っているのかお伺いいたします。

また、ことし4月1日で全国の自治体数は1,820団体となり、1万人以下の町村が480団体残ったと報道されました。このような状況下で、「小さくても自立のまちづくり」と称して、「顔の見える」特性を生かし、相互扶助の協働社会づくりなど行政を切り開いている町村の様子が聞かれます。そこで、同形態の小規模町村との行財政運営の取り組みなどについての勉強会などを行ってはどうかと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

2番目の質問として、長瀬町シルバー人材センターによる「福祉有償輸送」事業開始について質問します。3月定例議会の一般質問の中で、お年寄りや交通弱者に対する病院や公的機関などへの送迎などの要望に対して、長瀬町シルバー人材センターで取り組む予定と答弁されました。そして、去る5月16日の新聞で、「通院やレジャーの移動手助け、4月1日より事業開始」と報道されました。埼玉県内69団体（シルバー人材センター、高齢者事業団）の中で初めてだそうです。事業の概要についてお伺いいたします。

3番目、町民プールの再開と管理運営について質問します。昨年、町民プールの運営が休止されました。町内の小中学生や父母の一部から、身近に水泳や水遊びができるところがなく寂しいとの声などが聞かれます。再開する考えはないかお伺いいたします。

4番目、保健センターの周辺の整備について。ことし4月から長瀬町社会福祉協議会と長瀬町老人憩いの家が保健センターに間借りする形で、それぞれ事務所を開設いたしました。どちらかということ、お年寄りの方の利用が多いと思いますので、プールサイドや周辺、お年寄りの健康増進及び憩いの場として利用しやすいように工夫してはと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

以上、四つの項目で一般質問です。よい回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

よい答えをというお話であります。なかなかこの問題について、よい答えが見つからないというのが実情でありまして、非常に苦慮しておるところであります。お答えを申し上げます。

まず、前半についてであります。皆野町長選、それから秩父市議選等々の選挙が行われまして、合併の状況に変化が見られると思うが、どうかということでございますが、一般的に考えられますことは、石木戸町長は、秩父市との合併ということを公言をして当選をされました。はっきり申し上げますと、秩父市と皆野町が合併を進めていく場合、秩父市の受け入れ態勢の状況、それから皆野町的意思決定、それから長瀬町と皆野町で構成している水道企業団、下水道組合など一部事務組合などの取り扱いというものがありまして、こういうものが非常に問題になってくるだろうと、そして重要な課題になるだろうというふうに考えております。また、秩父市議選につきましては、秩父市合併後、最初の選挙が行われたばかりで、4年以内に再度合併するとなると、在任特例の適用や編入合併でなければ、また選挙しなければならないというデメリットがあります。そういうことが重要な問題になってくるのではないかとこのように考えておるところであります。

次に、質問の後半の部分につきましてお答え申し上げますと、人口1万人以下の町村が480残っている。さまざまな事情があつてのことだというふうに考えておりますが、そのような町村の行財政運営の取り組みなど、いろんな実践例を参考にすることは結構だというふうに考えています。しかし、それぞれの町村には、それぞれの歴史があり、文化があり、また地形、気候などの風土もさまざまありますから、あくまでもこれは参考にしていく程度ではないかというふうに考えているところでございます。

また、国が議論を進めています三位一体改革の将来像は、人口や面積を基本に配分する新型交付税の創設や再生型破綻法の整備など財政基盤の脆弱な町村にとっては、非常に厳しいものとなるというふうに思われています。小規模の町村でもすべて町村の財政が弱いというわけではないでしょうが、今後さらに三位一体改革が推進されると、今までのような行財政運営を行うことは非常に困難になる町村がいっぱい出てくるだろうというふうに考えております。

しかし、考えてみますと、今の内閣は9月で賞味期限が終了するということでもありますから、この辺か

らこのままの政治を進めて、地方が疲弊するような政治が行われていくことになる、これは大きな問題になるだろうというふうに私は前々から申し上げておりました、このことにつきましては、多少の軌道修正があるのではないかと、それがなければ地方はすべて破綻状況になるだろうというふうに思っているところであります。そういうふうになるということを私は確信をしているところでございます。

そして、勉強会の話が出ましたが、先日、議員の方も何人かご出席をされるという白川村ですか、その視察、ご案内をいただきました。私もぜひ行ってみたいなという思いがありましたが、たまたま用事がいっぱい入っておりまして、出席はかないません。議員の方が5名ほどご出席いただくということですので、お帰りになりましたら、いろいろご指導いただければありがたいと、そういうふうに考えております。いずれにしても、それぞれの地域にそれぞれの思いや、いろんな地域との連帯感等々がございますから、これを画一的な考え方で、参考にはできるとは思いますが、それをそのままねをするというような状況にはならないだろうというふうに考えているところでございます。いずれにしても、厳しい状況はますますその強度を増してくるだろうということは予測されるわけでございまして、長瀬町も合併をしないというふうに決めたわけではありません。こういう状況がだんだん進んでいきますと、最終的には住民のご意見を承る機会をつくって、話を進めていかなければいけないと思っておりますし、例えば皆野町を含めた秩父地域の問題、それから寄居町の問題もありますが、寄居町は本田技研の進出が確定をいたしました。これは先日、寄居の正副議長が改選をされまして、そのごあいさつにお見えになりましたときに、8年たったら交付税の不交付団体になるというふうに確信をしておりますというお話も承りました。寄居町は、この状況で言いますと、大里は一つという県の審議会の答申は、当然それを合併しなくてもやっていけるまちづくりができるというふうに考えているという基本的な考え方を承りました。

そういうことから考えますと、我々の選択肢は非常に少なくなります、それにしてもしっかりした将来構想を考えた上で、最終的には住民のご意見を承るという機会がそんなに遠くない時期に来るだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 再質問したいと思います。

まず、私はいろんな例えばほかの自治体の合併問題を見ますと、特に秩父郡では吉田町は住民投票しようということで、それで住民の方が町長選挙でも秩父市の合併については相当の反対者がいたので、しかし、当時の町長、猪野町長がどうしても秩父市と合併ということで、住民を無視して町長選に出るということで、そして自分はそこの秩父市の幹部になるということで、急遽私の親戚の新井さんがそういう吉田の辺地の事情を酌んで、町長が住民にも聞かないでどんどん進んで、秩父市の合併ということで選挙になったのです。本当は無投票でもよかったのですけれども。しかし、どうしても現職の今までの3期12年やったその実績と、いろんな圧力の中で、やはり石間や上吉田の人たちは相当反対したけれども、結局秩父市の合併を決められて、住民無視の合併が進んだと。

今、熊谷ではどういうことが行われているかということ、こうなのです。住民投票で多数を得た熊谷の合併の反対の人たちを無視して、住民投票ではそうだったのに、今の町長が無理やり合併、そして議員も多数決で熊谷の合併を決めて、来年合併するというふうに決めてしまいました。全く今の合併は、住民無視の合併でございます。

そういう立場から、私は合併については、いろんな地域の合併の状況を見てもらいたいと思います。特に横瀬は合併しないために、どういうことをやっているかということ、ちょっと報告したいと思います。

ども、横瀬町では、まちづくり委員会ということで、行政が役場職員とともに、今相当何を削って、何を削らないで済むかということをやっていますし、また赤字、その職員がいろんなところで勉強会をやっているのです。そういうところを見ます。

あと、東秩父はどうかといいますと、東秩父では、合併をしようとしたのですけれども、結局小川町で合併を断られ、今この小さな村でどういうふうにしてやっていくかということで新聞に大きく報道され、県内唯一の残る村・東秩父として、長瀬より相当苦しんでいるわけです。合併したいのですけれども、してもらえない。このことしの1月29日、東秩父村では合併したいけれども、できないと村長が意見を新聞に報道しまして、財政難、住民力で乗り越えて頑張ろうと。生活道の維持費は、昨年度で撤廃し、自分たちの村の道路については、近所と助け合って道路の修繕をしたり、そして住民の意識改革をしようということで努力しているのです。

挙げれば切りがありません。ですから、私が言いたいのは、今の合併はどういう問題かということ、我々長瀬町民は、いずれ秩父市と合併するほかないではないかというふうに思っている人もかなりいます。しかし、私はそんなに合併は焦る必要がないと思うのです。今何で合併かということ、町や村や小さな町が財政難で、みんな合併して国がお金を出さないための合併なのですから、よくなるわけはございません。特に秩父市では、大滝、荒川、吉田の人たちは、本当に我々の行政が遠くなったということで、大滝の人たちが足がない中で、年とって足がない中で秩父市に出てくるのに大変苦勞している。そして、声が届かない。こういう状況を見ますと、やはり合併は焦る必要がないと思います。

今、町長は、今までの合併を進めてきた中で、今まで私が合併協議会を見ましても、決して今の長瀬町の今までの合併の問題のやり方は問題がないと思っています。問題がないというのは、合併について、一つは住民投票しなかったということもありますけれども、合併が決裂した中で、最初からもう問題があったのは、皆野町は合併についての誠意さがなかったということがやっぱり今までの問題だったと思います。特に今度の町長は、私はちょっと解せないのが、私ははっきり石木戸町長は、皆野と長瀬と東秩父の会議や議員の集まりがあったとき、私は酒は飲みませんでしたから自分で行ったのですけれども、ちょっと来て、合併は皆野と長瀬が一番いいのですよと私のところに来て言ったのです。そういうことがあって、今度は選挙に出るために、自分の取り巻きの連中に言われたか知らないけれども、秩父市の合併を言い始めているということは私は解せない。そのためには、私は今後町長がほかの実情が、市町村の状況については、みんな歴史や文化や地形や、いろんな問題があるから住民の意見を聞いてということをお返していただきまして、やはりそういう方向でいってほしいのですけれども、ぜひこの問題については、それを堅持して、みんなに明らかにしていってほしい。

というのは、今先ほど言ったように、町民は不安なのです。これから長瀬町はどうなっていくのだろう。財政難、財政難ということで、やっぱり合併すれば何かいいことあるのかなと、秩父市と合併すれば。そういうのがうんとあるので、やっぱり町民にその問題点をきちんと知らせていく必要があると思うのですけれども、その考えについてお願いしたいと思います。

また、先ほど言いましたように、町長は今度6月24日、25日、「全国小さくても輝く自治体フォーラム」が開催されるということで、小鹿野の人と横瀬の町議から電話がありまして、私も参加することにしました。今現在、長瀬町では13名いるうち、6名の議員がこれに参加することで、24、25、先ほど言いましたように全国津々浦々から来るわけですから、合併できない、合併しない、そういう町や村が来るわけですから、参考になることはどんどん参考にしていただきたいと思います。

そこで、ちょっと答弁の中で言いましたように、町長は具体的に今度のこの自治体フォーラムに対して参加していただきたいのですけれども、ここの場所でできたらそういう問題について何か今この自治体フォーラムは第7回なのです。私は初めて行くのですけれども、遠いとか、やっぱり合併の問題について1泊で行ってもそんなに勉強にならないというようなこともあるし、いろんな形で参加できなかったのですけれども、今回行くのは、なぜ行くかになったのは、今言ったように、町民の中から合併問題を本気でやらないで、それでまちづくりを本気でやらなければ、町民が本当に不安になってしまうということで、私は勉強に行きたいと思っています。町長はこのこういう問題について、今度には行けないということを言いましたけれども、今、秩父郡市でも横瀬町、小鹿野町、小鹿野町も両神と合併しましたけれども、小鹿野町になりまして、皆野町と、秩父郡市では四つあるのです。その四つの自治体長さんと一生懸命まちづくりや合併の問題で意見の交換をしていただきたいのですけれども、それについてどういうふうに行っていくのか。新聞では、県の市町村合併推進協議会は、来年末結論で新たに合併を秩父郡市は一つにしようということでこれ報道されました。2月17日の新聞です。これについて、もう一度この問題についてのために、皆野町、横瀬町、小鹿野町は大変いろいろ動かざるを得ない、まちづくりとともに動かざるを得ないのであるけれども、どういう意見交流をしていくかについて再度質問したいと思います。よろしく願います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

答えになるかどうか、はっきり言って自信がありません。渡辺さんの話を聞いていると、いっぱい案件があって、どれをどういうふうに答えていいかちょっとわかりません。私の方の考え方を申し上げます。

秩父との合併につきましては、横瀬、小鹿野、この3町の首長とはいつもいろんな話をしております。そういう中で、私がある県議から聞いた話によりますと、秩父市は、そんなに間を置かないで、鉦路市に次ぐ日本で2番目の過疎市の指定を受けざるを得ないと、そういうことになるようでありまして、必ずしも秩父が一つになって、豊かな秩父圏域ができるということにはならないというお話を承っております。

そういう中で、皆野は別でございまして、小鹿野、横瀬、長瀬、この3町は常に集まればいろんなことについて情報交換をしながら、もし秩父と話し合いをするということになれば、皆野にも話を申し上げて、共同体制がとれるかどうか、その辺をぜひ協議の主題にしてこれからはいきたいという3人の考え方は一致しております。ただ、長瀬町におきましては、小鹿野、横瀬と多少条件が違いますという話は私は申し上げて、ご理解をいただいているところでございまして、それは反対側に寄居という町がありますという、これも選択肢の一つとして我々は考えていかなければいけないし、議会でも皆野との合併が不調に終わった後、いろんな情報として寄居のことが取りざたされていたようであります。そういうことから考えますと、もう選択肢は360度視野を広げて考えていかざるを得ないのだろう。それがベターな選択につながっていくのだろうというふうを考えてありまして、この辺は小鹿野、横瀬にはお話を申し上げて、内々の了解をいただいているところでございまして、皆野町には町長かわりましたから、状況が多少変わって、少し様子を見させていただこうというのがその3人の共通の認識でございまして、町長が当選されたそのときのごあいさつの中で、秩父市となるべく早く合併をして、秩父市大字をとって、皆野、三沢、金沢、日野沢、国神と、こういう名前になりますという名前まで発表されました。きょう皆野も議会をやっているようでございまして、ある議員から連絡をいただきましたところによりますと、かなりその合併の問題については、その独走は許さないというお話の質疑がなされるやに聞いてありまして、皆野もある意

味では非常に不確定要素の多いこれからの、その簡単に石木戸町長がおっしゃるようなことにはならないだろうというお話を承っております。いずれにしても、よその町のことでなく、自分の町をどうするかというのが一番大きな問題でございまして、この辺につきましても、今まで皆さんご存じのようなその財政的な問題も含めて努力をしてきたつもりでございまして、これからも今まで以上の努力をしなければいけない。国の戦略といいますか、地方の力を弱めて合併を強要するというようなことが本当に日本の将来にとって正しい政策なのかどうかということについて、私は大きな疑問を持っています。

それで、いつも申し上げるのは、地方の集合体が国家なのだということを忘れるなという話を申し上げておりまして、そういうことを都会型の今政治が行われているように見えて残念であります。しかし、政府がそういうことをずっと考えていったときに、大きな問題を地方に残すことになるだろうと。

話長くなって申しわけないですけども、おとといですか、栗橋の町長と会う機会がありました。国体のカヌーの関係があってお邪魔したわけでございますが、そのときにやはり隣の久喜ですか、との合併の話があるのだけれども、市と町との合併のデメリットというのをしっかり検証しなければいけない。これは全く斉藤町長とはずっとお話をし、前から何回もやっております、意見がすっかり同じなのです。それで、市と合併をして幸せになった町村はないだろうということをはっきり言っておりました。秩父あたりもそうだと思いますが、そういう状況を我々はしっかり把握をした上で、独立していけるのかどうか、これも非常に厳しい状況でございまして、そのとき一番最後には、これは住民の皆さんの、我々の説明責任は当然こちらにありますけれども、そのはっきりした内部説明を申し上げた上で意思を問うということをやっつけていかなければいけないというふうに考えています。その時期がいつになるかということについては、秩父地域の全体の流れもありますし、長瀬の財政状況の問題もあります。

そういうようなことがありまして、負の遺産となっております下水道問題等々につきましても、新しい町長とこの間会議を開き、資本費平準化債というものを使って、返済を緩やかにしていくということについても、来年度から導入をするということを決めました。そういうことを折々に触れて、しっかりした将来構想を見ながら、資金の運用につきましてもやっていくということが大切な我々の仕事だというふうに考えているところでございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） では、この項目の最後の質問をしたいと思います。

先ほども言いましたように、皆野町長は、最初は長瀬との合併が一番いいのだよと言ったことを私はずっと覚えていますので、私が言ったと言ってもいいですけども、やっぱり下水道ばかりではなくて、この合併問題で皆野の町長と話し合う機会を持ってほしいのです。問題は、先ほど町長が言ったように、秩父市と合併、例えば熊谷と合併、本庄と合併してどうなるかというのは、もう目に見えています。議員は、議会制度ですから、議会へ選出されて、いろんなことを決める。しかし、大体は秩父市出身の、町村段階でこの郡市が合併すれば、出たくても出られないし、市民の声を出したくたって、議員は選ばれません。はっきり言って人口が少ないのですから。そういう中では、やはり町民は合併については、住民の意見を聞いてやってほしいということをお願いしたいと思います。

あと、もう一つは、いい例はあります。小鹿野町は、町長以下、役場職員ももう相当何回か「全国小さくて輝く自治体フォーラム」、この前1月には矢祭町に行ったそうです。議員もかなり、12人ぐらい行ったのです。役場職員も2人、課長2人、町長も行きました。今度も町長は行きます。そこで、やはり我々議員ばかりではなくて、役場職員とか町長もそういう形で今後このフォーラムもあると思うので、予算の

関係もありますから、これはどうも自分たちで金出し合って、福島県の矢祭へ行ったときは金出し合って、町のバスは借り上げたけれども、行ったということで、職員は今大変な中で、少ない人数であれですけれども、そういう気があるかについて、この二つの、矢祭に行くのがいいと言うのではないです。だから、そういう勉強会をどうやっていくかについて、町長ばかりが交流するのではなくて、やっぱり郡市の職員同士でのそういう財政問題も含めて役場職員の交流もしてほしいのですけれども、それについての考えをお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 勉強することは非常に大切だと思うのです。ただ、いろんな日々の行事に追われているという部分がありまして、24、25は二つばかり入っています。これはこれが本当に外れてお世話になればと思いましたが、ちょっと難しいかなと思っています。まだ何日か時間がありますし、議会が2日ということの予定であります。1日で済めば、またその状況が変わってくるというふうに思っております。この辺も非常に流動的で、とりあえずは欠席の答えは出しておりました。ただ、私たちの方から自分でこういう会議を主催してやろうというようなことについてのノウハウを持っておりませんので、まず勉強するというところから始めるということになると、ほかの人の話を聞くと。ただ、先ほどから申し上げましたように、すべて条件が均一な自治体があるということではありませんので、やはり創意工夫というのがその中で非常に大切な部分になるだろうというふうに考えております。

それから、先ほどの合併の話の中で、栗橋の町長も申し上げましたように、例えばさいたま市ができました。その中で浦和だけが一人勝ちをして、例えば職員の配置につきましても、浦和の人が全部幹部を占めていると、これは現実の問題として非常に大きな問題ですという話、そういう問題も含めて、その合併をしたところの中心になるところはよりメリットがあって、めぐりの人は非常に不利益をこうむるような合併が随所に行われていますということは皆さんもご承知だと思います。

そういう中で、長瀬町が中心になって合併をするというような状況には、どういふふうに考えてもありません。そういう中で合併をするという、非常にある意味では苦渋の選択であります。そういう状況を打破するだけのその経済力も人的な資源もないという中で合併は、非常にこれは苦しい思いを強いられているわけでありまして、この辺も我々はよくしっかり胸の中におさめた上で、いろんなことをやっていかなければいけないというふうに考えておりました。例えば秩父の方を向いて合併することに対する異論というのもいっぱいあるようであります。それから、郡を越えての寄居との合併を考えることも不謹慎だという話もありますし、県の幹部からは大分批判をされました。しかし、地続きであるということを考えれば、選択肢は360度広げるべきであるというのが私の基本的な考え方です。

そういうことから考えますと、非常に難しい。しかし、これが避けて通れないというのが一つの悲劇だというふうに思っています。本当のことを申し上げますと、合併しないで小さな町、この間オーストラリアのテレビ放映がありまして、350人の村で非常に見させていただくと、時間が緩やかに流れています。そういう中で、その人たちは、2キロ遠くまで行かないと隣がないというような状況の中でも、コミュニケーションがよく図れているように私は拝見しました。そういうその外国のことも考えますと、日本が何もその埼玉県を12の市にするというようなことを考えること自体が、これは大きな私は方向の間違いではないかなという思いを今でも消すことができません。しかし、そういう中で、合併の強要は知事はしませんというお話を申し上げ、この間14日にも、とことん訪問のときにちょっと2人で話す機会がありましたので、とにかく最後まで努力を怠らないで頑張ると、その上に、その先に合併というのが当然避けて通れな

ければ、これは勇気を奮ってやりますというお話ししたら、それでいいでしょうという話をされました。知事はそういうようなことを考えて話を聞きますと、私の方から強要はしたくない。できれば自治体の考え方を重視したいというのが基本的な考え方というふうに承ったところであります。

いずれにしても、この非常に難しい状況をここ一、二年の間にクリアできるかどうかの問題も含めて選択を迫られることが来ることは確かだというふうに思っております、日々努力を怠らないで、皆さんと情報交換をしながら頑張っていきたいというふうに考えております。

○14番（渡辺 強君） 2番目お願いします。時間がなくなってしまうから。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

長瀬町シルバー人材センターで4月から始めました福祉有償運送の概要についてのご質問でございますが、これは新聞で報道されましたとおり、1人では移動の困難な高齢者や障害者等の通院や買い物など利用者の希望に応じ移動を手助けする制度でございます。開始に当たりましては、埼玉県で県内全域をいきいき活動セダン型車両特区の指定を受け、NPO法人等が国土交通省の認可を得て行うもので、使用車両を福祉車両だけでなく、セダン型の一般車両で行うことができる有償のボランティア運送です。長瀬町のシルバー人材センターでは、町民の利便性を考え、制度の施行と同時に開始できるよういち早く申請していただきましたので、県内69のシルバー人材センターでは初めての実施でございます。

利用に当たっては、あらかじめシルバー人材センターに登録し、事前に予約が必要ですが、利用料は時間と距離で計算され、1時間当たり850円、距離は5キロまで150円となっております。6月8日現在、登録者数は10人で、延べ9人の方にご利用いただいております、大変好評であるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） これらについては、質問時間が1時間ということで、私も答弁も長くなってしまうので、なるだけ絞ってしゃべりますけれども、一つは、この問題について利用できる人の幅を広げてほしいということで意見が上がっています。私は思うのに、今度の6月補正予算の中で長瀬社会づくり事業交付金の収入ということで410万もらったということで、予算書に載っています。これは長瀬町の民生委員の方が高齢者世帯や年寄りを訪問して、高齢者の生活実態調査で、介護認定前の人たちの状況を把握することになっているということで、この調査で送迎を希望するにはもっとふえると思います。現在、長瀬町では3月の私の質問の中で、ひとり暮らしの世帯が170世帯、高齢者世帯、65歳からの高齢者ですか、そういう答弁だったと思います。高齢者世帯が100人、今これから団塊の時代を迎えて、一挙に60歳の人たちがどんどん仲間に入って、高齢者の仲間に入ってきます。そういう中で、もう実態調査すれば、登録しなくても、登録する人はやっぱり足がないから事業団までに登録に行けないということもありまして、やはりこの中で利用できる人の幅をもっと広げてほしいと思います。実際ワゴン車が1台で、運転手が2種免許者5人を確保したとシルバー人材センターの大澤所長さんがっております。

そこで、私が言いたいのは、シルバー人材センターの補助金の問題です。一つは、シルバー人材センターの会員数が約170人、それでシルバー人材センターの町の補助金が毎年減らされて、ことしの18年度810万、前年度は850万だと思っておりますけれども、この補助金についてはこれ以上削ってほしくないというふうな意見も出されまして、そしてシルバー人材センターの所長が、今度の総会の資料についても、お金のない、補助金の少ない中で、この18年度通常総会の議案書は手づくりです。今までは業者に頼んで、

厚い印刷で頼んでいたと。あと、午前中やるからお昼になってしまうので、弁当出したけれども、午後2時からやっただと。そういうことをやって、どんどん自助努力でお金を出すのを少なくしているわけです。

もう一つは、今までは養浩亭などのお金のかかるところでやっていたのですけれども、今度は中央公民館で総会をやったということで努力しているのですけれども、このシルバー人材センターに対して補助金をこれからどういうふうにするかについてのおつもりか、お願いしたいと思います。ましてや、今、長瀬町も超高齢化が進んで、あと10年後、20年後は皆さんもそうですけれども、結局運転免許を持ってもできない世代がこれからふえる中で、この実態調査に対してどういうふうに出していくかについて、この送迎の問題について、おつもりかお願いしたいと思います。町長にお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

高齢者の定義自体が私は大きな問題があると思っております、65歳で高齢者というのは……

○14番（渡辺 強君） そうではなくて。

○町長（大澤芳夫君） いや、それから入りますから。そういう問題も含めて非常に問題があるというふうに思っています。シルバー人材センターは非常によくやっていただく。有償運送の問題もそうです。埼玉県で唯一、日本でも3本の指に入るような状況で、日本で一番小さいシルバー人材センターと私は承知しておりますが、そういう中では非常にアイデアもしっかりしておりますし、積極的に動いていただく。事務局長を初め大勢会員の皆さんのお力添えがあって、こういう形になっているのだろう。非常にこの町にとっては誇れる組織の一つだというふうに思っております。

補助金については、これ以上は減らさないというようなことにつきましては、ある意味でそのシルバーの内容等の検証は当然必要であります。毎年やらせてもらいますが、800万円だったわけですから、その町長の交際費100万円を80万に減らして、その10万円をシルバーに回してほしいというのは私の財政当局に対するお願いで10万円がつかしました。そういう状況で、山分けと、足して2で割るようなことをやりましたが、それにしてもその10万円というのは貴重だというシルバーの方からのお話をいただいておりますし、そういう意味では、これが一つのきっかけになりたいというような局長からのありがたいお言葉もいただきました。

本来ならば、こういう仕事をいただいて、その見返りで手数料が今5%から6%に上がりましたが、そういうようなことで、本来ならその中で給与が払えてできるというような状況が一番理想なのだと思います。しかし、現実の問題としては、なかなかそういうわけにいきませんから、その状況を見ながら、補助金については考えていきたいというふうに思っております。

そして、このシルバーの人たちに元気で働いていただくということは大切なことでありまして、実はきのうもある新聞社が参りまして、いろんな話をしました。その中で、岩田にでき上がりつつあります医新会のことにつきましても、きのう思いつきまして、事務長に電話でお願いをしたところであります。そのお願いは、シルバー人材センターをその病院の清掃だとか、付近のいろんな整理整頓等々を含めていろんな仕事があるでしょうから、ぜひ中に入れて使っていただきたいというお願いを申し上げましたところ、もう既に局長から名刺をいただいております、そのことにつきましては、町長から今お話がありましたから、私たちも前向きに検討させていただいて、事務局長と話し合いをさせていただきますというありがたいお言葉をいただきました。そういうことから考えて、非常にいろんな仕事は、例えば元気プラザ、あそこも全面的にシルバーを使っていただくということになりましたという事務局長からの話も、そのほかに

もう一つ何かありましたね。そういうような状況で、非常に頑張っていたいただいておりますので、そういう意味では、今まで程度の補助金を減額しないということになれば、シルバー人材センターというのは、自分の力でかなりの収益が上げられるのではないかなと、収益といいますか、マイナス要因をカバーできるのではないかなというふうに考えておりますが、いずれにしても、ことし1年が一つの正念場でありますから、様子を見させていただきながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 回答は要りません。要するに今度の6月予算で高齢者の実態調査をやるのです。要するに各地域の民生委員が年寄りの家庭をずっと訪問して、実態調査をして、その中でどういう実態なのかという調査します。410万財団から出たということで予算組んであります。6月補正予算皆さんもらっていると思いますけれども、ぜひこの実態を調査して、町が高齢者の足確保のために頑張ってもらいたいと思います。

では、次の質問、3番目の質問、回答をお願いします。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 渡辺議員さんのご質問にお答え申し上げます。

保健センター隣接の町民プールの再開についてのご質問でございますが、この点につきましては、昨年9月の議会の際に、休止に至った理由等は説明させていただきました。もとより、リニューアルして再開に供するのが一番よいわけですが、改修工事費、そして開場に伴う人件費と管理運営費、さらに利用状況等を考慮して、その上で現在の町の財政状況からしますと、学校施設への対応を優先させていただきたいので、休止いたしたいと、そう選択をさせていただきました。

なお、近い将来での再開というのも現在のところは考えておりません。

なお、本年度第二小学校のプール、これは昭和44年度に建設して37年たっておりますが、改修工事をしていただきました。防水を主として、側壁の防水ですが、漏水してしまうものですから、側壁の工事、それからプールサイドの全面張りかえ、こういったことをやっていただきまして、大変明るいきれいなプールに生まれ変わりました。天候の状況もありますが、あすオープンの予定と聞いております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私は昨年プールの休止について、なぜ急にやめたということで、広報にも流したと言いますが、要するに利用者が少ないということで、その一番の回答だったと思います。町民もこのプール休止については、大変不満を持っております。なぜかといいますと、今、長瀬町の保育園、幼稚園、小学校、中学生の水泳の授業は前はやっていたのですけれども、やらなくなった。小学生は特にもう8月10日前にプールへ毎日通うのはよしてしまうのです。お盆前です。それで、今やっていますよね、プール。しかし、相当不満持っています。やはり今、子供さんはプールが楽しみでいるのです。特に小学生がプールあって行ってくると、何か晴れ晴れとした顔をしています。

そういう中で、質問なのですけれども、今行われているプールの体力テスト、皆野小学校と長瀬の小学校で行われているけれども、他の学校との体力状況はどうかについて質問します。

あと、昨年より利用者が要するに地域差の問題です。皆野町は温水プールがあります。皆野の温水プールには長瀬の町民、私も含めて行っていますし、あと幼児、学校へ上がる前の子供さんもいろいろ水泳クラブに入って、かなり行っています。小学生も行っています。皆野の中学校では、時々中学生が来ます、

泳ぎに、学校の先生連れて、小学生も。そういう状況をこの席でどういう状況、体力の問題と皆野との格差の問題、そういう問題について報告願いたいと思います。

次に、町民プールがだめならば、今言ったように、一小、二小のプールを学校に預けて、一小の子供たち、二小の子供たちにはプールをもっと開放していいのではないですか。要するにそういう形でできないかということです。

やはりあともう一つは、今、長瀬の学童クラブ、今、放課後児童クラブ、一小の空き教室に25人、たけのこの学童クラブに50人、その二つの学童の親御さんが今嘆いているのは、やはり水をこの暑い時期、夏休み、プールで泳がしたいけれども、荒川に行って遊ばせるほかないということで、行くような状況もあるらしいのですけれども、結局それは安全の問題で、何かあった場合は大変です。だから、一小のプールを開放してほしいのです、学童の子供たちにも、夏休み。そういうことはできないのか、これについて二つ回答をお願いしたいと思います。

あと、今、皆野では経費節減という中で、皆野温水プールは、役場職員3人つけていたのを、6月1日から1人にしました、正職は。あとはボランティアとかプールの好きな人たちが来てプールサイドにいます。そういう状況の中で、やはり経費節減を今度できた石木戸町長には、私ではなくて、ある人から聞いてもらいました。あと今度助役になった土屋助役には、私はじかにプールで会って言いましたけれども、いや、プールをせっかく結構な金つけてやって、中高年の健康増進にも、また子供たちの体力維持、そして子供たちが今遊ばなさ過ぎるから、大いに体を使うことをさせるためには、廃止はしません。そのかわり何か幾らか値段を考えることがあるのではないかなとは言っていましたけれども、そういう状況の中で、やはり勉強も大事ですけれども、子供が思う存分遊ぶようなこと、また子育て支援、少子化対策の一環として、学校のプール開放の問題についてどう考えているのかをお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

何点かありました。1点目の皆野地区の子供たちと長瀬町の子供たちの水泳の上での体力的な比較はあるかという質問でございますが、7月の下旬に毎年皆野地区と言っていますが、皆野・長瀬地区の小学校の水泳記録会というのをやっております。その記録はここにあるわけですが、またご希望によっては後でもお見せしますが、これによりますと、確かに1位、2位に入賞している子供たちが一小、二小ともおりません。最高で3位というふうな状況でして、確かに入賞者の人数は少ないということは事実のようでございます。ただ、これがプール云々だけで言えるのかどうか、これは私見ですけれども、例えば一小、二小と比べて、やっぱり二小の方が入賞者は少ないです。人数も少ないわけですけれども、それ以上に割合からして少ないような気がします。ただ、プールで記録ということになりますと、競争してということになると思うのです。したがって、同じには大勢で競ってやるということが記録を向上させるというようなこともあるかと思いますので、その点で特に二小さんの方が体力的にどうか、水泳の上の体力と申しますか、それが劣ってきてしまっているのかなという、そういう気がします。ただ、先ほども申し上げましたように、二小の方、いいプールになりましたから、これは本当に子供たちがすぐにでも入りたいような状況になっておりますので、一生懸命やってくれて、記録等も伸びるのではないかと、そういうふうに期待できるかと思います。

それから、一小、二小のプール、8月15日ぐらいで大体終わってしまっただけで、それ以後開放できないかということなのですが、これにつきましても、10日以降ですか、お盆中は普通休みますので、

その後、学校のやらない理由というのは、いろいろあるかと思うのですが、一つには、子供たちがやっぱり開場しても来ないというのですか、後半に入りますと、宿題等の関係もあるのか、本当に来る児童が減ってしまうと。しかし、開場すれば教員もそうですが、P T Aの役員さん方に管理運営等をお願いしてございます。そういうご負担の関係もあります。それから、みみっちい話して申しわけないのですが、やっぱり水道料という経費の問題もございます。それらもありまして、現状では8月10日ぐらいで児童には開放していないというのが事実でございます。これをではいろんな形で、それ以後お盆過ぎに開場できないかということでございますが、学校ですと教員がある程度の知識、技術を持っていますので、間違いを起ささないように、また起こりそうになっても対応できるということはあると思いますけれども、これを一般の方に開放してということになりますと、相当な技術や知識を持った人に管理していただかなければならないと。教員にそれをやらせるのはちょっと酷です。というのは、今本当に皆さん方の想像している以上に夏休み中は研修、研修で追われております。そんな形もありますので、なかなか教員にさらにここで負担をかけるというのも問題もあろうかと思えます。そんな形もありますので、一応現状としては、小学校のプールを開放するということにつきましては、考えておりません。

それから、一般のといえますか、いろんな形の……

○14番（渡辺 強君） 学童クラブ。

○教育長（村田六郎君） その点でございますが、その辺もやはりプールというのは、本当に間違えると命を落とすという危険がございます。ですから、相当嚴重な警備体制をとっておかないと、間違いがあったときにどうしようもないということはございます。そんなこともありまして、一応そういう形での開放については考えておりません。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私はこの問題については、町の財政が厳しい中で、確かに言いづらいことですが、はっきり言って、町民プールを昨年は利用者が少ないのはうんと頭に入っています。だから、問題なのが、今学童クラブのプール開放、小学校をもっと長くやってほしい、そういう問題も今まちづくりで、だめだ、だめだ、金がないからだめだ、だめだではなくて、町民の協力を得ながら、そういう工夫をしないとだめだと思うのです。今、合併しないで頑張るといふ町は、いろんな町民の意見を聞いて、町民の努力でさっき言ったように、道路の側溝の泥揚げはみんながやるとか、ボランティアを育てるとか、そういう形でやっているの、この問題を単なる学校の先生に任せるとか、役場の職員を任せるとか、そういうのではなくて、何か工夫してほしいということをお願いしまして、次の答弁をお願いします、4番目の。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君の持ち時間は終わりましたので、健康福祉課長の答弁のみで持ち時間終了とさせていただきます。

答弁をお願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

長瀬町社会福祉協議会が保健センターの2階へ移転してはや3カ月が過ぎようとしております。社協を利用するお年寄りのために周辺の整備を行い、健康増進や憩いの場等に役立ててはどうかとのご質問でございますが、社協が町の中心部に移転したことにより、利用者の利便性が増し、前よりも利用しやすくなったとおおむね好評をいただいております。特に駅が近くて助かる、会議室や駐車場が広くて使いやすい

などの声が寄せられており、社協としても事務所の説明がしやすいとのことでございます。ご質問の保健センター周辺の整備でございますが、保健センターの前にあるあずまのところは、小さな公園となっており、ベンチや遊具が置いてあり、近所のお年寄りや親子連れに憩いの場、休憩場所として使っていただいております。しかし、保健センターの周りは、駐車場となっており、保健センターの事業が午前、午後に分かれて頻繁に行われ、車での利用者も多いことから、駐車場も大変混雑しております。

また、プールサイドの開放につきましては、プールの管理は教育委員会でございますが、水が張っており、危険であります。このため、現状では周辺を憩いの場、健康増進の場として整備することは難しいと思われまます。いずれにいたしましても、保健センター、社会福祉協議会が身近な施設として、町民の皆様にも親しまれるよう検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（渡辺 強君） 議長、お願いですけれども。

○議長（西山津智男君） 持ち時間終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（西山津智男君） 次に、3番、村田正弘君の質問を許します。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 村田正弘ですが、3番で質問をさせていただきます。

三つありますが、一つ目は、小中学生の通学時における事件、事故の防止策について。昨今、特に小学生の登下校時に痛ましい事件、事故が報道されております。このような事件、事故の発生防止に当町ではどのような対策を講じておられるのかお伺いをいたします。

また、交通事故防止対策の関係がございますので、あわせてお聞きいたしますが、国道140号線歩道整備の早期実現ということで要望書を平成の、平成のと言うよりか、今から3年前にたしか町及び県にお願いをしたところでございますが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

それから、2番目、固定資産税の課税客体についてお尋ねをいたします。この固定資産税の課税客体については、町民からいろんなことを言われておりますので、そのことについてお尋ねをいたします。

未調査物件の調査が終了し、その結果をもとに賦課が行われ、18年度当初固定資産税が確定されたと思っております。そこで、課税客体の件数及びそれに伴う課税額は、土地、家屋、それぞれ当初の見込みと比較して、どのようになったのかお伺いをいたします。

また、固定資産税全体の増減についてもお聞かせください。

なお、土地の課税に当たっては、規定で一筆現況課税できることになっていることは承知しております

が、急に規定どおりに賦課され、増額された納税通知書を受け取り、驚き、戸惑った、あるいはこんなにふえてしまってどうするべえと言う人が多くいるというふうにお聞きをしております。私のところにもお話をいただきましたが、その方々の話を伺うと、納税義務者が戸惑うのは、理解ができないのは当然かと思われまます。そこで、納税義務者等に対する説明時間を設けて、課税客体を確定し、課税する等の方法をとることはできなかったのか、見解をあわせてお聞かせください。

それから、3番目に、行政改革大綱ということで、先般3月の議会にちょうだいをいたしました。大綱の内容を見ますと、数値目標並びに推進体制あるいは進行管理等がわかりやすく記述されており、大変よくできていると思います。関係各位のご努力に対して敬意を表する次第でございます。

そこで、実施計画のスケジュール等についてお伺いをいたします。18年度を当初とする5年間の長い実施計画であります。実施計画細目は、計画の中に幾つか書かれているのを全部勘定していってみますと、74ありますが、そのスケジュールを見てみますと、検討のみ29件、それから実施が25件、それから検討実施が18件で、19年度に実施するというのが2件というふうになっておりますが、私が思うのには、現在のよように社会情勢の変化等の早い時代、こういうときに5年間という長いロングランでやるということでは、町が終わりになってしまってから答えが出てくるのではどうにもならないので、もう少しその早いスケジュールというか、中身をよく吟味して、その辺をどうやるということをお伺いをいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 村田議員の最初のご質問にお答えをいたします。

昨今の小学生をねらった痛ましい事件、奈良、広島、栃木の少女誘拐殺人、秋田では近所の小学生の殺人事件と事故、それが友達の母親が犯人だというようなことで、非常に問題が多発をしております。また、佐賀ではひき逃げのあげく、山中へ子供を放置したというようなことでありまして、どれもみな小学生という弱い立場の者への本当に残忍な犯行でありまして、このことにつきましては、憤りを感じました。

そうした背景の中でのとりわけ小学生の登下校における安全対策についてのご質問であります。不審者対策としては、学校パトロール、あるいはボランティアによる学校パトロール隊という名称で、議会でも何度となく紹介させていただいておりますが、現在約50名の地域ボランティアの皆さんのご協力によりまして、3校でそれぞれに学校と連携した実施方法で登下校における通学路のパトロールを実施しているところでございます。先日もあるお年寄りの方が自分で手を挙げて学校へ行ったら、そうしましたら、ちょうど朝礼のときに皆さんの前であいさつをしると言われて感激をした。全力で頑張りますというわざわざ役場までおいでいただいた方がおります。そういうようなことで、大勢の方が子供の安心・安全を守るということに注意をいただき、全力を挙げていただいているということに対しまして、本当にありがたく感謝申し上げているところであります。

また、交通事故から児童を守る点につきましては、通学路の点検や児童への交通安全教室の実施などを通して、登下校を中心とした交通安全教育の指導に努めているところであります。不審者対策、交通安全対策ともに学校、家庭、地域、行政が一体となった取り組みが重要であるというふうにご認識をしております。引き続き「長瀬町あんしんまちづくり学校パトロール隊」の活動を充実させるとともに、通学路などの安全確保にも鋭意努力してまいりたいというふうにご考えているところであります。

そこで、国道140号線歩道整備の進捗状況のご質問でございますが、秩父県土整備事務所にお聞きしましたところ、現在完全整備ではありませんが、用地が取得できた分の野上下郷及び中野上が終了し、本年

度から3年かけて野上駅前から本野上駐在の区間の整備に入るそうであります。ご質問の要望箇所につきましては、以前3年前と村田議員からのお話がありましたように、県の県土整備部長のところに行って直訴したということをお思い出します。そういう中で、いろいろ村田議員にもお力添えをいただいたことに感謝を申し上げますが、なかなかその予定どおり、そのときはたしか平成19年度末までに長瀬町の歩道につきましては、整備をいたしますという約束をいただきましたが、そういう状況にないということは、まことに残念であります。そういうことで、ご質問の要望箇所につきましては、野上駅前の整備が順調に進めば、平成20年からそちらに手がつけられるというふうに順次整備をしていくという、そういう返事をいただいたところでございます。大変遅くなって申しわけございませんが、そういう状況でありまして、1年以上のおくれが出たということについては、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 再質問をさせていただきます。

特に町道5号線から小学校に上がっていく道でございますが、あそこ何号線だかちょっと調べてはきていませんけれども、下水道工事をやったときに、どうもでこぼこになってしまいましたということで、たしか1年前に再修理をやっていただいておりますが、その後また今も非常にでこぼこになっております。前にお聞きしたところによりますと、あそこら辺はどうも地権者と話がつかなくて、うまく整備ができないということを建設課長だったかお聞きした記憶がございますが、特にあそこは5号線を通って学校に来る子供、それから上長瀬から来る子供、それから袋の方の子供が来ると思っておりますが、まずあの道は非常にでこぼこです。排水路がありません。近隣の人が自動車洗車したなんていうと、水がみんな道路へ出てきてしまって、水が流れるというようなことも起こっています。何かいろいろ知恵を出して、通りやすい道路にさせていただくということをお願いできないかと思っておりますので、お答えをいただければ非常に幸いです。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 詳細については、参事兼建設課長に現場を私も一緒に伺うつもりでおりますが、早速この議会終わりましたら、現場を見させていただいて、対策をとれるものについては即時やっていくということをお約束いたします。

ただ、県の土木とこの間も実は建設課長と一緒に土木に行きまして、いろいろのお話を申し上げましたところ、やはりこの町と同じようなことで、お金の問題だとか、例えばいろんな意見が出てきました。ただ、私たちは子供の安全・安心が第一なのだ、そのことをひとつぜひご理解をいただいて、なるべく早く、今ご質問のことにつきましても、小学校がそこに見えているのに、ずっと遠くを回って、桑のいっばい枝が繁茂しているところを通っていかざるを得ないというような現状を直訴したわけでございますが、やはり現状を見ないと、よく県土整備の人間にもわからないのかな、そういう思いがあります。もう一度県も含め現場を見ていただいて、もう一回、ちょうどこの前のときは、たしかそっちの細かいところまで見せていただけませんでした。今度はその迂回路についても、今お話がありましたことも含めて現場をもう一回再確認をさせてもらった上で、さらに県議を通して陳情、要望していきたいと思っております。

そういう意味では、この前のような国会議員が地元からいなくなったというのは非常に痛いなというふうに今つくづく感じているところでございまして、これをいかにクリアできるかということについては、県の方とのこれは協議も含めた対策をしっかりとやっていかなければいけないと思っておりますが、なかなか県の方もその予算ということにすぐなりまして、この辺の問題が大きなネックになっているということは残念だと思っておりますが、とにかく子供の安心・安全が第一だということを県の方にもしっかりと伝えていき

たいというふうに考えています。

○3番(村田正弘君) 建設課長がお答えをしてくれるのですか。

○議長(西山津智男君) 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長(平 健司君) それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

大局的な県道、国道につきましては、今、町長が申し上げたとおりでございます。小学校下の町道につきましては、下水道工事で修繕が必要になり、1度手直しさせていただいたわけでございますが、再度水たまり等ができて、小学生の通学に影響があると、通りやすくしてほしいというようなご質問だったと思いますが、原因者負担の関係から、下水道組合と再度調整をいたしまして、地権者の同意を得るべく努力させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長(西山津智男君) 3番、村田正弘君。

○3番(村田正弘君) 同じことについてもう一回お尋ねをしますが、下水道が1回やって、その後修理して、それがうまくいかないということについてのこのようなお答えなのですけれども、1回やってうまくできなかったということは、何回でも下水道がやり直すのですよということですか。

○議長(西山津智男君) 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長(平 健司君) 1度修繕したのですけれども、地権者の同意が得られないために、排水の水を切るところが上手にできないということが原因でまた再度あらわれたというようなことだと思っておりますので、現場の方再度また下水道組合の方と町の方と当然町道ですから、町の方が管理していますので、相談をさせていただいて、応急修繕になるか、完全な修繕になるかわかりませんが、対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長(西山津智男君) 3番、村田正弘君。

○3番(村田正弘君) くだい話をしますけれども、そういうときには言ってください。私もできるだけの努力はする所存でございます。よろしくお願いたします。

次の問題に移ってください。

○議長(西山津智男君) 税務課長。

○税務課長(中川 昇君) 固定資産税の課税客体についてのご質問につきましてお答えを申し上げます。

平成17年に課税の公平性を見地から、固定資産税の課税客体の見直しの事業を実施いたしました。家屋につきましては、調査対象が3,539件で、実地調査をしたものが2,968件でございます。このうち課税対象として評価したものが297件、税額にして225万円でございます。また、土地につきましては、調査対象件数が2,094件、地目変更を行ったものが1,210件となっております。内訳につきましては、農地、山林及び雑種地等から宅地に変更したものが580件、農地、山林及び宅地等から雑種地への変更が450件、その他農地から山林へ、雑種地等から農地や山林等へそれぞれ変更したものが180件、税額で1,968万円となっております。当初見込みとの比較でございますが、これは当初予算策定時の見込みとなりますが、比較いたしますと、家屋につきましては、246万円の増額を見込んでおりましたが、見込額より21万円の減額となっております。土地につきましては、2,166万円の増額を見込んでおりましたが、見込額より198万円の減額となっております。

平成18年度の固定資産税の課税状況でございますが、家屋につきましては、未調査家屋への新規課税に297件、225万円と、平成18年中の新增築分への課税が76件、736万円の増額となっております。評価替えに伴います減価が2,217万円の減額となります。合計いたしますと6,306棟の課税物件に対しまして、税額

が1億8,464万円で、平成17年度と比較をいたしまして、1,256万円の減額となっております。土地につきましては、先ほどの地目の見直しによりますものが1,968万円の増額、地目変更登記等による通常の移動分が553万円の増額、評価替えによります負担調整等により350万円の増額となっております。総計いたしますと、筆数が約3万8,600筆、税額が2億3,103万円で、17年度と比較をいたしまして、2,871万円の増額となっております。償却資産につきましては、納税者117名で、税額7,487万円、17年度と比較をいたしまして48万円の減額となっております。減少の原因は、減価償却によるものとなっております。18年度の固定資産税の総額でございますが、4億9,054万円となりまして、17年度と比較をいたしまして、1,567万円の増額となっております。

次に、納税義務者等に対する説明等に関するご質問でございますが、固定資産税は、町の調査に基づき自主的に評価や課税額を決定するものでありますこと、今回の調査は、膨大な件数となりましたこと、固定資産税の所有者は、町内だけにとどまらず、全国にまたがっておりますことなどから、説明の時間を設けることができず、また広報等の周知も少なく、納税者の皆様に戸惑いを与えてしまいました。今後は町として説明責任を果たすためにも、納税者の皆様のご理解が得られるよう、よりよい方法を検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 再質問をいたします。

このことについて、今いろいろ数字を羅列して税務課長からお答えをいただきましたが、平成18年度の当初予算の固定資産税の増額については、前税務課長からお聞きした数字は、たしかトータルで250万円ぐらいふえますよということで、そういった予算で通っているわけなのですけれども、何か今の話聞いていると、減価償却がうんと多くて、それで大分減ったというように聞こえるのですけれども、聞くところによると税金が倍になったなんて言う人がいるわけなのですが、それほど上がる人がいて、下がった人がどのぐらいいるのですか、その辺わかったらお話してください。それは再質問の一つ目。

それから、2番目は、このことについては、私も余り能力がありませんから、埼玉県じゅう調べるなんてことはできませんけれども、一番近い隣の町に行って聞いたわけですが、隣の町では、この一筆課税という方法を100%とっていませんよと、こういう話を聞いてきました。課税をするときに、課税分筆という手法があるらしいのですけれども、そういう方法をとって、やはり課税の公平性といいますか、法律どおりにやればいいのだということでは、特に農業者にかかる税金、農業というのは、私も自分でやってみて、多少感じたのですが、物をつくって販売するときに、売の方が値段が決められなくて、買う方が値段を決めてくれるというものですから、非常に利益が出ない商売です。そういう人が大分税金がふえたということで、苦情が多かったと思うのですけれども、この辺で百歩譲った考え方、要は血の通った行政、「町はお金がないんだからしょうがないんですよ」という言い方だけでは、非常にそういう薄利な商売の人を助けてやるというか、そういう制度が、そういう制度というか、町政ができていないように思います。商工業の人は商工会というようにところが相当町でも補助金を出したり、そういうことで援助をしていると思いますが、農業者に対する援助というのは、さほどありません。農業団体に対する援助というか、補助金なんかは町の予算を見てもゼロではないですけれども、けたが違って3万円とか5万円とか、そんなのがぞろぞろ並んでいるだけで、100個足しても300万円ですから、3万円ですと。100もありません。そういうところで、やはり血の通った行政をぜひお願いしたいというふうに思いますので、このことについて

は町長はどういうふうにお考えなのか、お答えをお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今の問題は、私が町長に就任以来の大きな課題であり、問題点だったというふうには認識をしております。実は国体の前にこの問題は公平な課税ということから考えますと、一番先に手をつけるべきだというふうに考えておりましたが、たまたま言いわけになると思いますが、国体という大きな仕事に直面をしております。そちらに全力を傾注する。職員の数も国体の方に9人という大きな人数を出したということで、とてもその税務調査の方に入れないという事実がございまして、国体が終わるまで待ちました。そして、16年度の秋に国体が終わりました。その準備を始めて、17年度にこの問題については精査をしていたわけがございまして、実はこのことについては当然やるべき、やらせていただくべき問題の先送りだったというふうに考えておりました。これは私たちの責任においてなし遂げなければならない大きな課題だったわけがございまして、今までどおりに、前からずっと納めている人たちに対する不公平感というのを排除するためにも必要な案件であったわけでありまして、これは皆さんにその税金が極端に多くなったというお話やおしかりもいただいております。実はきのうも私のところに電話をいただきました。それで、一筆課税の問題等々もありましたが、やはりその境がわからない。例えば一つの畑の中で半分駐車場にしたと、半分は農地だと。しかし、農作物はつくっていないというような、そういうことが本人からそういう申し出の中に意見がありまして、とにかくあした議会が終わったら、現場を見せてもらおうよ。しかし、担当の職員が1年間かけて精査をした結果ですから、ことしは税金を納めてほしいというお話を申し上げました。そして、その後に原状の回復が図れば、それは税務課の方にお話を申し上げていただいて、その現状を見せていただくということになると思います。そういうお話をいたしまして、私が就任したときに、もうこの問題は、その逆の面で大勢の意見がありました。私のところにも大勢の方からその放置してある土地と、それから課税をずっとされて納めている人とのアンバランスについて、しっかりした対策をとりなさいというお話は大勢の方からいただいております。私はそのことをそのとおりで思って始めたわけでありまして、それがたまたま17年度まで延びたということでありまして、遅きに失したというふうに思っております。しかし、これはある意味で非常に大きな件数になったという事実、それとその金額については、いろんな減価償却等々の問題がありますから、予想どおりの金額にならなかったという事実もありますが、しかし、公平な課税をさせていただいたということについては、私たちはこれはよかったのではないかと考えております。そのためのリアクションというのは、当然予測をしますし、そのことについての責任は当然町長にあるわけがございまして、そのことについては、私はそれを避けて通るというつもりはございません。税務課の人たちにもよくお話をし、誠心誠意疑問についてはお答えをしてくださいと、その上でいろいろな議論をしてほしいということでありまして、100件程度の疑問をいただいたという、町の方へおいでいただいたり、電話でというのが100件前後あったようですが、大筋ではほとんどの方からわかったという言葉がいただいたようでありまして、そういう意味では、税務課の努力を私は多としたいというふうに思っております。

しかし、税金が多くなって喜ぶ人はいませんから、そのことについては、いろんなことが、議員の方たちや、それからほかの人たちに当然不満として言うことも確かだろうというふうに、それは私たちもよくわかっております。だから、そういうことも含めて先ほど申し上げましたように、誠心誠意説明をしてご理解をいただく努力はさせていただいているというふうに私は承知をしております。この辺も時間をかけ

てやっていていただくしかないのかというふうに思っておりまして、繰り返しになりますが、そういう状況をしっかり認識していただいた上で、また税金についてもお納めいただけるようなご理解がいただけるように説明をさせてこれからもいくつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） お答えをいたします。

当初予算時の250万円増だったのではないかと、説明ということでございますが、この250万円、先ほど私の方から申し上げました家屋の関係で246万円の増額を見込んでおりましたが、これが250万の増ということで説明したことと思われまます。

それから、今回減額となった方というご質問でございますが、これにつきましては、家屋の減額が主なものでございます。減価の対象となりましたのが、木造家屋で2,746棟、非木造で1,021棟の家屋等が減額の対象となっております。以上でございます。

それから、ほかのことにつきましては、町長の方から答弁があったかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） もう一回、それで、あと農業所得に対する課税状況をお知らせください。

それから、今聞いていますと、下がった人は、「おれ下がってよかった」と言ってくる人がいないから、我々はつんぼなんかもしれませんけれども、下がった人もこういうふうにいるのですよということを広報でよく町の住民に知らせてください。それでない、先ほど答弁の中にあつた、土地の所有者は日本じゅうにいるから、その人に会って話はできないというような言い方をされましたが、それは非常に事務の怠慢というか、努力が足りないというふうに思います。今、通信手段はいろいろあるわけですから、それからこの調査に当たっては、それなりの予算もつけていたはずですよ。そういったことから見ると、遠くの人に話ができないから、遠くの人にできないから、近くの人にもしなかったというふうに私は受け取りました。これは非常に町の中に住んでいる人にも言わないで、土地に対しては課税をしたということは、非常に立腹される方が多くても仕方ないと思います。

ついては、その課税の不服ということで、きっちり申し出た人は何件なのか、その二つをお知らせください。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） お答えをいたします。

農業所得の課税状況でございますが、18年度の住民税の課税状況でございます。農業所得の課税人数が68名でございます。所得金額にいたしますと、658万6,000円というような状況になっております。

それから、不服申し出が何件あったかというご質問でございますが、不服申し立てにつきましては、出された方が5名でございます。それともう一つ、要望書というような形で1件出されております。それにつきましては、1件の方につきましては、裁決を行っておりますが、残りの4件の方につきましては、今精査をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） もう一回だけ聞きますけれども、不服の申し立てがありました。その申し立ての審査をする機関がちゃんとあるのかどうか、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 不服の申し立て、異議申し立てになりますが、これの審査につきましては、町長でございます。税の関係につきましては、固定資産税、固定資産の価格のみに不服がある場合には、固定資産税の評価審査委員会の方に不服申し立てをしていただくわけですが、その他にわたる場合には、異議申し立て、課税に対する異議申し立てということで、町長が町長あてで、審査も町長が行うことになっております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 附属することでお話を申し上げたいと思いますが、この問題は、先ほど私が答弁の中で申し上げましたように、当然やるべきことを私はやったと。これは前々からその課税に対する不公平感というのがあって、本気で納めている人、一生懸命納めている人が不利益をこうむるようなことがあってはいけないということが大前提でありまして、このことについてのすべての責任は私にあります。これはようやくその税の課税に対する公平性が第一歩を踏み出せたというふうに私は今認識をしております。そのことに対する不満、不平というのはいっぱいあるということも当然起こり得るということは承知の上でこのことはやらせてもらいました。本来ならほうっといてやらなければ、これはそのままでもいいということにはならない。私はそういう信念を持ってやったわけでありまして、そういうことに対して職員に非常に大きな負担がかかったということについては、申しわけないとは思いますが、しかし、現実のその町からの公平な税収をいただくという大前提からすれば、これが公平な課税の第一歩となり得るだろうというふうに考えておりまして、今まで例えば車の駐車場になっておったのに、農地としての税金だけ納めて済んでいたという方のきのう電話がありましたように、それが急に高くなったという驚きの電話で、おしかりの電話をいただきましたが、その先ほどの一筆課税という問題等々を含めると、これもはっきりした仕分けはできないという状況の中では、やむを得ないですと。ですから、町の方へ来て、担当の課に相談をしてくださいと言ったら、町長の言葉でわかったと、ことは納めます。しかし、後はどういうふうにするかというのはあなたの考え方ですというお話をしたら、それもよくわかったというお話を電話で30分ぐらいさせていただきましたが、そういう状況にあります。こちらもしっかりしたお答えができれば、ほとんどの方はご理解をいただいた。ただ、農業者の問題について、今、議員からご質問、ご意見がありましたように、私も昔農業をやっていたときに、シイタケハウスとか、そういうものについての課税の問題等々経験したことがございます。それで、農家だからというようなことだけで、その税金は少なくともいいのだよという話にはならないという認識は私は持っておりまして、そういうことから考えますと、その見解の違いというのが、今までの慣習というか、そういうものに流されている部分というのがあったのではないかなという思いを持ちました。ですから、これはしっかり説明をして、ご理解をいただくということを第一歩にして、これからも引き続き税務課の人たちには努力をしていただくことをお願いをしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 長くなって申しわけありませんが、先ほど農業所得者がどれだけいたのですかと。68人で658万6,000円ですよというお答えをいただきました。そうすると、私割算がよくできませんが、1人100万円ぐらいの所得だということになるわけです。100万円強の所得に対して税金が非常に重税であるというふうに感じます。ですから、その所得との見合い、それから担税力、担税力については、資産を持

っていれば担税力があるのだという解釈を法的にはやっているようではありますけれども、資産があれば必ず収益が上がるというわけではありませんから、担税力もよく見て課税をすると、これが課税をする人のやり方というか、公平なことだと思います。

それから、先ほど申し上げた異議の申し立てについては、町長が判決をするということですが、どうもこれだと、課税をした人の責任者が判断するのだという話になりますと、何か警察官と泥棒が一緒みたいな話で、言葉が悪いですが、一人の人が全部やるのだというようなことなので、こちら辺はいろんな検討委員会とか、いろいろあるようではございますが、そういう税の公平性についても、しっかり採決というか、判決というか、そういうできることの機関をつくって、余計なものをつくれば金がかかるというのはありますけれども、いっばいつらつら書いている中のそういう委員会とかありますが、果たして何の活動をしているのかなというようなものもいっばいあるわけですから、要るものをつくって、要らないものを削るということをやりたいというふうに思います。

お答えは要りません。次にいってください。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 大変申しわけございません。一つ訂正をお願いします。

先ほど農業所得の関係で、何名で幾らかという問い合わせでございますが、68名、人数はよろしいのですが、農業所得、総計で1,245万8,000円でございます。申しわけございません。訂正をさせていただきますと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 村田議員の3番目の行政改革大綱についてのご質問にお答えをいたします。

この大綱の背景であります、国は平成17年の3月に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針というものを策定いたしまして、従来の行政改革大綱の見直しと、5年間にわたる住民にわかりやすい指標を用いた計画、いわゆる集中改革プランを策定し、平成17年度中の公表を要請されておったところでございます。

このたび策定いたしました大綱では、国の指針を参考にいたしまして、効率的な行財政運営と住民サービスの向上を目指して、現下の状況に対応するため、町民と行政の協働の推進、厳しい環境下でも持続可能な行政基盤の確立、簡素でわかりやすい組織体制の構築、職員の意識改革と定数などの適正管理を基本方針として点検、見直しを進めていたところでございます。策定に当たりましては、長瀬町財政健全化対策委員会、長瀬町行政改革推進委員会で十分検討いたしまして、住民の方々の貴重なご提言を踏まえ、地域経営の視点から策定したものであります。

また、実施計画の策定に当たりましては、すぐに取り組むべきもの、長期的に検討していくものなど緊急性や重要性をもとに各課において優先順位や実施時期などを決めたものであります。ご質問の実施計画のスケジュールが遅いというご指摘でございますが、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、町の行政改革の進捗状況に対する町民の視線は厳しいものがあるということから、この計画に項目のあるもの、また社会経済情勢の変化から、新たに実施する必要が生じる項目などを含めて実施のスピードを上げることは必要であるというふうに認識をしているところでございます。

また、計画の中で検討となっている項目につきましても、十分な検討を加え、早い時期に実施に向けて努力をしてみたいと存じております。

なお、この計画の進行管理につきましては、町民に対する説明責任を果たす観点や社会情勢の変化など

に柔軟に対応するために、毎年度成果の検証と見直しを実施し、その結果を町民に公表していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、先ほど村田議員のご質問の中にありましたように、5年たった町がなくなっていたというようなことはあり得る可能性というのは否定できません。そういうことから考えますと、全力を挙げてこの前倒しをやっていくということは当然町の執行部としてはやるべきことだというふうに考えておりました。計画をそのとおりにやるということではないというふうにご理解をいただき、叱咤激励をいただきまして、一日も早く前に進むような状況をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいま町長からお答えをいただきまして、私がよくできていますと褒めてみたら、何だ、国を褒めてしまったのだよ。これは町の人たちがこれだけの項目をよく書いてつくってやったのではないというような答えになってしまいましたけれども、それはさておきまして、いずれにしても5年間検討のみというのが29もあるわけです。74分の29というか、反対に29分の74でもいいのですが、非常に約3割、3割を超えたものが5年間検討ということで書かれているということは非常にいかなものかというふうに思います。

ですから、5年間検討している間に町は存続したと仮定しても、5年間検討している間に何もできなかった、何もやらなかった、何もやらないというふうになっていく。それでは計画倒れというふうになるわけです。いずれにしても計画倒れにならないようにしていただきたいというのは私のお願いでございます。

ついては、この推進体制の進行管理、それから結果報告ということが書かれておったわけですがけれども、この推進の本部というか、その人はどこのどういう人がやっているのか、それからそれを受ける側は、どういう人がやっているのか、町で何かの公表されているのかどうか。いるのでしたら教えてください。そういうものを公表していないのだったら、広報等できっちり公表してください。でないと、報告をしますと言ったって、だれに報告して、どういう返事が出たのか、ちっともわからないのでは、よく私民間でやってきましたけれども、QCという手法がありますけれども、QC手法というのは、トップの経営者がその気にならなかつたらだめですよという、QCというのはそういうことです。それにのっとってやってくる間に必ずだれが報告をして、だれが把握をしてというものがあるわけですから、そういう面から見ると、よくできているので、褒めてみたのですけれども、何かちょっと余り褒めてもよくはないような話になってしまいましたけれども、そこら辺をお聞かせください。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

この行政改革大綱につきましては、町の中では課長を中心に教育長と全課長が中心になりまして、行政改革推進本部というものができております。これが相承して各課の事務を取りまとめ、そしてこれから大綱ができてからは、その進捗状況を各課にそれぞれ把握してもらいまして、それを本部の方に上げまして、それを事務局、総務課の方でやっておりますが、それらをまとめ、その後は町民の方で構成されております行政改革推進委員会というのが条例でできております。5名の方が委員になっておりますが、ここにこれから1年間やりますと、1年間のそれぞれの各課の行革の進捗状況、それらをまとめてこういう状況でやらせていただきましたということで、ご報告させていただくようになります。その結果をこれからは行革大綱をつくらせていただきましたので、広報等に十分委員さん、それから推進本部でそれらの進捗状況

をとらえた結果として報告させていただきたいと思います。

それから、検討のみということでの部分もご指摘のようにございますが、これにつきましては、例えば検討をいたしまして、それが議会の議決が必要なものとか、それから第三セクターの関係のものにつきましては、株主がおられますので、第三セクターの見直し、検討というようなものは、最終的にはその株主の意向という方まで持っていくことがありますので、その辺で今の状況では検討となっておりますが、もちろんこれは先ほど町長がご答弁させていただきましたように、なるべく前倒しで早目に検討を行って、早い段階で実施していけるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいまお答えをいただきましたが、その5人で成っているということですけども、その5人の方のお名前は、ここでは公表できないのですか。それが一つ。

それから、町長がよく言っている長瀬町は職員60人でなければだめなのだとことをよく言っているわけですが、片やきょうの話聞いていると、どうも手が足りないようなお話も出てくるわけで、二律背反の言葉が出てくるのですけれども、この60人体制がというふうなことを言っている反面、手が足りないというお話が出てくるのですけれども、この辺は町長はどういう考え方からそういう数字が出てくる、数字というか、出てきてしまうのか、よく説明してください。それでないと、行政改革大綱が云々と言っている中で、一番問題なのは職員の人件費ですから、人件費が減らなければ、ほかのものをちょっとぐらい減らしたって、どこへもどうにもならないというのが、みんなそれは知っていることなのですけれども、ただ、減らせないということで苦慮するわけですから、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

常に職員の中ではそういう感覚を持って今までは来まして。ということが、国体が終わるまで、その10人を出すということに対しては、それぞれのセクションの人で、人をとられたら困るというのは、それは人間だからみんなそうだと思います。しかし、そういう時代ではないという認識を持っていただくようにだんだんなってきたつあります。私は65人というのは、ずっと前から考えていました。65人、人件費の金額が減らなければ、町は当然存続はできません。これはもう自明の理でありまして、このことが一番大きなネックになってくるということも当然であります。それを今、国の官僚の問題と地方の町村で職員の問題と全くそんなに変わらないというふうに思っております、この辺を出していくのが議会議員のお力添えであり、長の責任だというふうに考えています。

ですから、私は就任以来、最初の年は若干名という職員採用をもう予定になっておりましたので、2人採用いたしました。その後4年間は職員を採用しない。これも大きな問題であります。しかし、65人体制というのは、あくまでもアバウトな数字であります。私はこの辺まででやっていかなければ町の存続はないというふうに、また今は議員のおっしゃるとおりでありまして、これを実施、実現できるかどうかがこの町の存続にかかわる問題だというふうに考えております。大きなこれはテーマであります。これは私はその16年のときにそういう問題を抱えてやってきましたが、これからはそういうことはない。これをやっていたら、職員がもし足りないということになれば、これはこの町は自滅するしかないというふうに考えています。

そして、11月1日から助役はながとろ苑の方の施設長として行っていただきました。その後をグループ

制にしたというのがその第一歩でありまして、このグループ制は、課の減数にも当然つながります。来年もしくは再来年には九つある課を幾つに減らすかというのが私の大きな仕事だというふうに考えておりまして、この課を減らして、内部を流動的に仕事をやっていただくと。そして、お互いの縦割りの行政を排除する、これが大きなテーマでありまして、そのグループ制というのは、よその町村からも非常に興味を持たれておりまして、このことについては、いろんな方が私のところに「どういうふうやってやるんだい」というふうなことを質問されます。しかし、私の方は皆さんにお教えるようなノウハウは持っていません。ただ、町の現状と将来を考えたときに、そういうふうやっていかなければ町の存立はないということを基本的に考えてやっていますという話を申し上げているところでありまして、これは村田議員の今のお話、私もそのことについては非常に危機感を持っておりまして、これはしっかりやっていただかないと、それには皆さんからの叱咤激励も当然必要でありますし、私もその大きな責任を負っているわけですから、このことについては、グループ制をしいて、課の数を減らしていくということが大きな定数減の前提となるというふうに考えておりまして、縦割りを排除して、そのグループの中でどこの仕事でもできるのだよということをやるのが減数の大きな要因につながるというふうに確信をしています。これは私はある意味で、5年間の中での一番タイムリーな組織がえだったというふうに承知をしておりまして、これを皆さんのご指導をいただきながら、その実のあるものにしていきたいというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 長瀬町行政改革推進委員会の委員さんのお名前ということでございましたが、これにつきましては、長瀬町行政改革推進委員会設置条例ができておりまして、委員は7人以内をもって組織するというので、これを受けまして、委員が任命されております。委員さんでございしますが、まず行政相談員の現在野村静男委員、それから区長会長の新井寛恭委員、それから企業経営者の福島博委員、女性代表、赤十字奉仕団委員長、大澤タキ江委員、女性代表、環境ボランティア「ラビッシュ」会長、林朝子委員でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 7人以内ということをやっておりますということですが、この中に議会議員の大澤タキ江さんもいるということですがけれども、ぜひ報告されたことについては、よく頑張ってお指導をお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の質問は時間があと1分ぐらいありますが、終わりにいたします。ありがとうございました。

---

○議長（西山津智男君） 次に、8番、大澤タキ江君の質問を許します。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず第1に、社会福祉協議会職員の身分についてでございます。ことしも社会福祉協議会主催のバザーが開催され、大変な盛況ぶりでした。特に企業からも協賛いただいたとのことで、7,200点もの品数があ

り、例年にない売り上げだったとのこと、町民はもとより、さまざまところからの協力があって、この一大事業ができたと心から感謝をしている次第です。

また、大勢の皆様ボランティアをしていただいたわけですが、そんな中で社会福祉協議会の4名の職員の働きぶりは大変なものでした。常日ごろ各種団体の事務局として、また福祉活動の拠点として真摯に取り組む姿は、だれしものが認めているところですが、ことしは特にその意を新たにしました。しかしながら、お聞きするところによると、彼らの身分はしっかりと確立されていないとのこと、なぜなのかと大変疑問に感じております。そこで、なぜ役場職員と同等な待遇が受けられないのか。今後改善することは可能なのか。これ社会福祉協議会の会長でございます。町長さんにお伺いをいたします。

続きまして、第2ですが、長瀬町の観光についてでございます。ことしの羊山公園のシバザクラには、101万人の見物客が訪れたとの報道がされました。札所参りや秩父夜祭等もろもろを合わせると、秩父市を訪れる観光客は相当数に達するものと思われまます。また、川越の年間観光客数は、およそ500万人で、年々増加傾向だそうです。先日、新聞報道されておりましたけれども、1,000万人を目標に川越市は観光客を呼び寄せたいということやっていらっしゃるという報道がされておりました。我が町でも観光立町を掲げ、観光客の増加にさまざまな努力をしているわけで、ことし始まった「えんでんべえ」を初め、いろいろなボランティア活動を通して、町観光発展のためにあらゆる努力をされていることは、大変感謝をするところです。

さて、そこで、お客様の立場から見た長瀬の印象はどうか考えてみることも必要ではないでしょうか。町観光課には、日ごろさまざまなご意見が寄せられると聞いております。それらはどういった内容のものが多いのかお伺いいたします。また、そのことについての町長の所見をお伺いいたします。これ町長と書いてございますけれども、観光課長さんにもご回答をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 大澤議員の質問にお答えいたします。

現在社会福祉協議会の職員は4名でございます、非常に多岐にわたっての活動をされております。例えば社会福祉大会、それから敬老会、それから福祉スポーツ・レクリエーション大会等々、それからひとり暮らしの老人や高齢者、障害者、また児童などに対する数々のその福祉事業や8団体の事務などもやっているところであります。ご質問の社会福祉協議会の職員の待遇についてであります、長瀬町社会福祉協議会就業規定に休暇や勤務時間などが定められておまして、給料、手当につきましても、長瀬町職員の給与に関する条例などを準用することとなっておりますので、給料表は役場職員の行政職給料表を使用いたしまして、諸手当についても、同じ取り扱いとしております。また、事業の内容などにより、休日や夜間に出勤した場合でも、役場の職員と同じく、振りかえ休日制度や時間外手当の支給で対応しており、役場職員とほぼ同じ待遇となっております。しかし、健康保険などは、地方自治体の職員は、地方自治体で構成している共済組合であります、社会福祉協議会では社会福祉法人であるため、ながとろ苑や高砂保育園などのほかの社会福祉法人の職員と同じく、政府管掌の健康保険、厚生年金に加入をしているところであります。この点が地方自治体の職員とは根本的に異なる部分であります、他の市町村の社会福祉協議会も同じ待遇であります。長瀬町の社会福祉協議会は、他の市町村の社会福祉協議会と比べましても、多くの事業を実施しているというふうに自負をしておりますが、今後も福祉に対する期待や要望にこたえていけるものというふうに考えております。

そこで、社会福祉協議会に所属している各団体の事務なども会員の方々にやっていただけるものをお願いするなど事業運営をお手伝いいただき、福祉の充実した長瀬町を皆さんとともにつくっていただきたいと考えておりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

補足になりますが、非常にまじめな職員が多い。言葉が適切かどうかわかりませんが、それで与えられた仕事、それから要望のあった仕事、それからそれぞれの団体の事務等々も非常に熱心に細かくやっているということがあって、その時間に相当とられているという部分を私は否定をいたしません。仕事を統合することを考えなさいということ常を申し上げておまして、その二つの仕事を一つにまとめてできるような方法というのがあるはずだと、それを一つ一つ全部やるということを見ると、非常に問題がその一つのを二つにするような形のもが今現実であります。そういうことも含めて、これからしっかり検討するその原案をつくりなさいということをお願いしておりますが、なかなか提案がありません。こちらから出ていって話をする必要があるのかなというふうに思っています。

例えば一つ申し上げますと、慰霊祭の問題がありまして、戦後60年たったからいいやということではありませんが、長瀬町では春、秋の2回その慰霊祭を行っております。懇ろに戦争の犠牲になられた方を弔うということ私を否定をするものではありませんが、しかし、よその町村の話聞いてみますと、4年に1回とか、全くやらないとか、1年に1回とか、2年に1回とか、1年に1回というのが圧倒的に多いわけではありません。2年に1回、3年に1回というような状況になっております。そういう中で、長瀬町は宝登山との調整がとれなかったという事実もあります、1年に2回という皆さんにある意味では負担をかけております。そして、その遺族の方も非常に高齢化が進んでおりますし、そういう状況から考えますと、私は1年に1回懇ろに霊を弔うということがいいのではないかというふうに思っておりますが、宝登山神社との調整がつきません。こういう問題がこれは一つの例であります、そういうのが幾つかあります。これをやっぱりしっかり方向性を決めてやっていく必要があるというふうに常々考えておりますので、これからは皆さんのご指導をいただきながら、こういうことについてご意見等を承っていきたいというふうに考えています。そして、職員は非常に私はよくやっていると思います。それで、給与体系等々につきましても、町の職員と同じような状況で推移をしております。これがいいかどうかというのは別なのです。私たちから見ると、町の職員よりよくやっているのではないかなと思うわけでありまして、それで給与が同じだということになると、比較すると低いという、先ほどの村田議員のそのご指摘があったようなことになるわけですが、しかし、当面はこのまま推移していきたいというふうに考えておまして、いずれにしても若い職員が多いわけでありまして、そういう意味では、非常に低額の給与でやっていただいております。そのことについては常々感謝を申し上げますし、よく頑張っているということをお願いして、感謝の意を表しているところであります。

いずれにしても、これから福祉の問題については、非常に重要なそのまちおこしのポイントになることは確かでありますから、この辺も含めてもう一度検討いたしますが、今の状況をもう一つ掘り下げていきたいという考えを持っておりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） ただいま町長さんの方から給与の部分では役場の職員と同じであるというお話をいただきましたけれども、私も去る5月30日に社会福祉協議会の理事を拝命したわけですがけれども、今までは本当にいろいろお世話になっている中で、内容、中身については、ほとんど関心がなかったと申しましょうか、気にもしていなかった部分なのですけれども、中身をだんだん知ってまいりながら、平成18年の

事業計画書を見ても、本当にもうさまざまな事業をやられている。ただいま町長さんからもお話をいただきました。

そういった中で、これからはますます社会福祉協議会というものが住民に対して重要なポイントになると思うのです。高齢化社会の中で社会福祉協議会の置かれている立場というものがもう本当にこれから最重要になってくると思います。そういった中で、給与の部分は同じなのだけれども、そのほかに福利厚生ですとか、そういうものが違ってきているというようなお話でございました。職員の方に、これを出すに当たって、社会福祉協議会の皆さんにお世話になっている方々から、全くよくやっている中で、職員と全く身分保障が違うということは気の毒だよというお話をいただきまして、ああ、そうなのかというようなことで、いろいろお聞きいたしましたならば、ただいまのお話で給与は同じなのですよというお話をされたのですけれども、その中で退職金の部分ですとか、要するにだから福利厚生、そういった部分が本当に職員とは違って、それからまた町職員は解雇権がないのだというお話を町長よくされますけれども、社会福祉協議会においては、そういうことももしも余り町民にとってふさわしくないというのですか、そういった場合には協議会長が解雇もできるというようなお話も伺っております。そういった中で、やっぱり不安もあるのですよというようなこともお話をされておりましたけれども、いずれにいたしましても、金もうけ団体でもないし、かといってお金が余り入ってくる団体でもない。そういった中で、いろいろな諸事業をこなす、それをどうふうふうにお金を工面していくかというのも頭の痛いところのようでございます。

そういった中で、理事会の中で、私が理事になる前に、町長さんの方から給与の部分は町の方でしっかりと確保するというようなお話を聞いているということでございましたけれども、ただいま職員4名が若いという中で、これからどんどん年功を経る中で、給料も上がってくると思います。そういった中でも、この給与の部分だけはしっかりと町の方で確保していただきたい。

それから、また諸事業に対して、バザーが本当に財源になっているというお話もお伺いしております。しかし、バザー自体が毎年毎年マンネリ化してくる中で見直さなければいけないという部分も大分出てきております。そういった中で、バザーに頼らないで、もう少しよりよい方法で社会福祉協議会に入るお金ができないものかなと私なんか日々考えているところなのですけれども、そういった中で、協賛金を皆さんからいただく。これなどもぜひ皆さん、町民の皆さんに理解をしていただいて、私たちが一番模範を示さなければいけないところなのですけれども、ぜひ社会福祉協議会の事業が滞るようなことのないように、資金集め、これもしっかりとしていかななくてはと思っております。そういった点で、町長さんのもう一度その資金集め、そういった部分をどういうふうにしていくかをお伺いしたいと思っております。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えといいますか、お願いになってしまうかなと思いますが、確かに社会福祉協議会のその職員の給与につきましては、当然私もその協議会の会長という重責を担っているわけでありまして、このことについては全責任を負ってやることをお約束いたします。

ただ、仕事の問題につきましては、先ほど申し上げましたような、仕事二つを一つにするとかというようなことを考えていかないと、体力的にもたないのだろうという思いを持っておりますので、これは去年から申し上げておまして、ことしあたりはたとえ一つでもあわせてやってみるという試験をやっていたきたいというふうにお考えしております、これから大澤議員もその理事のお一人でありますから、ご提案をいただく中で、このことをことし1年のうちに一つはやっていけるような体制をとりたいというふう

考えておりますので、お力添えをいただきたいと思っております。

給与の問題、また戻りますが、このことについては、非常に町の財政が厳しいから社会福祉協議会の金を削ったという問題も確かにあります。しかし、最低限度の生活を保障しないで一生懸命働くというようなことにはならないという思いも持っておりますので、この辺については、これからもしっかりフォローしていきたいというふうに考えておりますし、今、何年か前から役場の職員がその社会福祉協議会に出向するということができなくなりました。この辺も大きなデメリットの一つなのです。こういうものがうまく交流ができるということが私は基本的にはいいことではないかなと思っておりますけれども、官の大きな障害というのはその辺にあって、この辺もこれをもう一度再考に値するのではないかなという思いを持っているところでございますが、しょせんはごまめの歯ぎしりでありまして、言ってみるだけというようなことになります。しかし、その町独自のものが許されるということになれば、これはしっかり町の職員との交流をし、勉強する。役場の職員がああいうところに出て行って勉強するというのは非常に大切だと思うのです。ですから、例えば八木橋との研修を2週間やります。この2週間は、覚え始めて終わりになるというようなことでありますから、社会福祉協議会に2年なり3年なりいて、もとに戻るといようなことは、本当はぜひやりたいことだ。これは社会福祉協議会の間も役場の中に入って役場の仕事をやると、お互いの交流を深められるということをごまめできないものかな。だめになった直後にそういうことを言うのは皮算用だといようなことになるかもわかりませんが、やっぱりそういうことが必要だと思うのです。

今の内閣は、官から民へ、官から民へと言っていますが、やってみると国民健康保険の分母を削って、その収納率を高くする、あんなことはだれでも考えられることで、その民の悪いところというのはどんどん出ているわけです。ですから、私は学者がその閣内に入ることと、それから民間、官から民へということだけがすべてではないというふうに考えております。学者というのは机上の空論が圧倒的に多いわけでありまして、その内閣の今、小泉内閣の批判をしてまことに失礼ですが、竹中さんがその代表的なものだと、これはいずれ歴史が証明すると思っておりますが、非常に大きな禍根を残して小泉内閣は終わるのだろうというふうに考えていまして、この辺が合併の問題等々も含めて、面積と人口で交付税を決めるなんていうことを考えること自体が大きな間違いの集大成になってきているのではないかと、これが修正できなければ自民党の内閣は終わりでしょうと私は常々言っています。

そういうようなことを考えますと、地方からの発信をしっかり中央に上げる努力というのが首長の大きな責任なのです。これができていない。この辺が非常に大きな問題でありまして、知事が来ても、知事のところへ行っても、もみ手で自分のPRだけしかやらないようなことが本当に行われているのです。また、これは非常にゆゆしき問題で、だんだん知事の取り巻きは、しっかりまとまってきて、我々の意見を聞かないと、そういう問題がもう現実に起きています。それで、ある県議が知事の側近の話を知ると、全く絶対に言うことを聞かないよという話があるのです。それは知事の3選禁止の条例を反対したというだけなのです。それは能力あったら4選でも5選でもいいでしょう。能力ない人は1期でやめてもいいのではないですか。2期でもいいのではないですか。何も3期にこだわることはないですよという委員会で発言をした。それが決定的にめぐりの人がそれを知事をフォローするために、その人とは絶対に会わないと、その人を使わないでくださいということまで私のところへ言うてくるわけです。そういう知事を取り巻く人たちが、土屋さんのときどうだった、上田さんのときはどうだと言っても、全く同じ体制は変わっていません。これを突き破るのは町村長の仕事だと思うのです。そういう問題を我々は一つ一つ突き崩していく。

私たちの意見も聞いてもらおうと、全部官僚がガードして、官僚に事前レクチャーをして、それを知事のところへ行って同じように言ってくださいというようなことを言われても、相手が違えば発言も違うというのは当然ですね。そういうことを私は提案をしておりますが、なかなかいわゆる傍流の部類に入りまして、この間「長瀬の町長は非常に口が悪くて、県庁の中で評判が悪いですよ」と言われました。「評判は悪くてもいいですよと、私は思ったことをはっきり地方の意見として言うのが私の仕事ですから、いかに評判が悪くても、そんなことを気にするようことではないと、言うべきことはしっかり言いますと、それを皆さんが取り入れてくれるか、取り入れてくれないかというのは皆さんの側の問題ですから、言うべきことは言います」というようなことを申し上げておりますので、これからも話余談になって申しわけなかったですけども、そういうことも含めて、あるべき姿、地域の福祉のあるべき姿というのを皆さんもご提言をぜひいただきたいと思います。そして、彼らは本当によくやっている。私はそういうことについては、本当に感謝しています。これを感謝だけで終わらせない。そういう方法をぜひ皆さんのお知恵をおかりして、現実のものにしていきたいというふうに考えています。ただ、社会福祉協議会の職員は、私に言わせるとまじめ過ぎるよというふうに言っても過言ではないのではないかな。まじめ過ぎるというのは、いい意味でなのです。だから、そのまじめなことに対する負担が非常にかかっているということのを排除していかないと、体はもたないだろうというふうに考えています。よく頑張っているというふうに思っておりますし、これからも皆さんのお力をぜひおかりしたいというふうに思っています。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） ただいま町長から町職員が社協の方に行けなくなった、そういう制度が不可能になったということで、その弊害ということをお話しいただきましたけれども、バザーなどを見ておりましたが、保健福祉の関係の皆さんは、本当にやはり同じ系列といえましょうか、同じあれだものですから、よくやっていただきました。しかし、あえて言わせていただきますと、ほかの課の方たちはほとんど見ませんでした。そういった部分でも、やはり町を挙げての本当に福祉に関するイベントなので、役場の職員にももう少し出ていただいて、協力をしていただければよかったなという思いをしております。

そういった中で、町の方は先ほどの村田さんではないですけども、65人体制ということ町長がおっしゃっている中でということは、それなりの意図があつてのことだと私はいつも思っておるのですけれども、余った人材が社会福祉協議会の方でもお手伝いに行けるような、そういう構図ができれば本当にありがたいなと思いますけれども、現状の中でそれはできないという、不可能であるという事実があるわけですので、そういった中で、ぜひ町民の皆さんにも社会福祉協議会が一生懸命頑張つてやっているというその事実をしっかりお知りいただいて、協力をしていただく。そういった中できめ細かな福祉をしていただく。それが町民と社会福祉協議会一体となった福祉活動につながっていくと思いますので、今後ともぜひそういった面をお願いをしたいと思います。

次の質問にいていただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 2番目の大澤議員の質問にお答えいたします。

これは観光課長にお答えいただくのがいいのかなと思いますが、ご指名でございますので、私の方から事務的なことにかなりなっていると思いますので、具体的なことについては観光課長からお答えをいたさせますが、いろんな意見が観光課には寄せられているということ承知しております。宝登山の木を切ったという事実がありまして、これをどういうふうにするかということについても、いろんな意見がありま

す。それから、ハナビシソウの問題も、その後どうするかという問題についても、非常に多岐な意見があって、これまとめるのは非常に大変だというふうに思います。それで、本気でやってくれる人はいっぱいいるのですけれども、意見調整が難しいなというふうに思っているところでありまして、私はこの長瀬という自然に恵まれた、言ってみれば長瀬町というのは、埼玉県で一番ある意味で自然に恵まれているというふうに思っておりまして、それを守り発展させるというのが私たちの大きな仕事であります。観光業者の方がもしおいでになれば、ご不満だと思いますが、その観光に携わる人たちのもう一つの緊張感というのですか、そういうのがいただけないな、いただきたいなというふうに思っておりまして、自然でお客様が来るということは、経営努力と多少違う面があるのではないかな、そういうふうに考えておりまして、この辺をしっかりと認識をした上でやっていただくと。

先ほど村田議員のお話の中でありましたように、農業に対する補助金が年々減っておりまして、観光に対しましては、ある程度の補助金も減ってはおりますが、やっているという事実があります。これは観光立町ということから考えて、当然だと言えども当然であります。そういうことも含めて、その観光というのは、お客様が来て何ぼということになりますから、そういう意味から考えますと、やはり町と、それから観光に携わる人たちの一体感といいますか、そういうものをしっかりこれから醸成していかないといけないというふうに考えております。

細かいことにつきましては、観光課長の方からお話をいたしますが、例えばお土産についても、買ってみたら賞味期限過ぎていたよというようなこともあるようでありまして、そういうようなことのないように、そしてそのオンリーワンのものというのですか、そういうものをお買い求めいただくということが大きな魅力になるのではないかな。川越があんな近いところで何で500万を超えるような人間がお見えになるかというのは、そういう特色のあるまちづくりをしているというのが大きな要因だというふうに私は考えておりまして、この辺を長瀬がまねをしろということではなく、その長瀬に即した新しい感覚のお客様をもてなす要素をつくっていかねばいけないと、お客様に飽きられるのではないかとというふうに思っています。

秩父のシバザクラが年々人が多くなっているという事実がありますが、これはカウントの仕方はどうなのか、よく私はわかりませんが、そこに1時間か2時間で、あとは方々に散るということも事実でありますから、そのお客様を長瀬においでいただくような対策というのはそんなに難しくないのではないかと。その一つが、今咲いておりますハナビシソウであります。それはもう向こうが終わった後でありますから、そういうことも含めてお互いに競い合いながら、観光立町を目指すということも大切だろうというふうに考えているところであります。

いずれにしても細かいことにつきましては、観光課長から答弁をさせていただきますけれども、やっぱり観光業者の意識のその改善を私はもう一つ盛り上げていただくということ。それで、これは新井議員のご質問がありますから、そのときお答えしますが、トイレのことにつきましても、今話を秩父鉄道と始めました。地主との交渉も始めて、二つ一遍にできるような状況、それは14日に知事がお見えになったとき、そのトイレのことにつきましては、概略お話を、「ああ、そうですか」というお言葉をいただいておりますので、県の方でも応分のご負担をいただけるだろうと。やはり観光について一番問題なのは、トイレだということは、お金をかけるトイレということだけではなくて、いわゆる利便に供する問題ですから、長く入っても1分か2分です。それを奇をてらうような建物を建てなくてもいいのではないかとというふうには私は基本的に考えておりますので、その辺も含めて鉄道とは基本的に合意をいたしました。そういうこ

とから考えまして、いろんなことはこれから計画を立ててやっていきたいと、その第一歩がスタートできるというふうに思っております。

あとは観光課長から答弁いたします。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

もうおおむね先ほど町長の言われたとおりでございますが、ご存じのとおり当町には年間200万人を超える観光客の人においでいただいております。数年前から比べてもほぼ横ばいではないかと思っておりますが、これも観光協会を初め商工会、それからいろんなボランティアの方によります花づくり等のために、今後は横ばいから上向きになるのではないかとのご期待も申し上げております。

それでは、さまざまな意見が寄せられているというお話でございますので、その辺をかいつまんでお話ししたいと存じます。

まず、観光の施策に関してのご提案でございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、杉、ヒノキから桜、クヌギ等への樹種転換等を行って、宝登山をきれいにし、集客を図る提案とか、それから宝登山の登山道に句碑を建てまして、楽しく登山ができるような提案、それからいろは沼の環境整備、それから休耕田を利用しましたハクチョウが飛来できるような提案、それから観光施設関係でございますが、観光案内所や指導標等の充実の要望、それから岩畳の階段に手すりが欲しいなどの要望、またごみ箱がない。コインロッカーが少ない。有名な観光地なのにトイレが設置されている駐車場が少ないなどの苦情もいただいております。さらに、旅館や民宿などでの接待や食事の苦情、それから先ほどこれも町長が言われましたが、賞味期限が切れたお土産品などの苦情もあります。町に寄せられたもので、比較的多いものは、宿泊施設の苦情、それからトイレの苦情、土産品の苦情などとなっております。提案や要望につきましては、すぐすぐ実行できるものも少ないわけでございますが、できるものから少しずつは行っております。また、苦情の旅館やお土産品に対するものにつきましては、観光協会または旅館組合等を通じまして対処するよう依頼し、相手が特定されているような場合につきましては、直接町から依頼するなどしまして、その解消に努めております。トイレに関しても、だれでも自由に利用できるような公衆トイレも設けてございます。今後も町の観光のイメージアップを阻害するような苦情につきましては、できるだけ早く排除する必要があると考えてございます。そのため事業者に対するものにつきましては、早急に連絡、町に対するものにつきましては、財政面等を考慮しつつも、前向きに対処、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） ただいま町長、また課長からいろいろご回答をいただきましたけれども、中でも200万人、大体おおよそですか、観光客が横ばいのような状態で現在いるというお話ですけれども、皆さん、町民の方々からいろいろお話を伺っている中で、今現在長瀬を訪れている中年、中高年の皆さん、そういう方々、東京近在の方から来られる方は、小学校時代に遠足で来て、昔を懐かしんで、また遠足に行ったところを同級生で行ってみようとか、そんなような状況の中で長瀬を訪れている人が随分多いというようなお話を聞いております。

そういった中で、ここ近年は、そういう都会からの遠足のお客さんは大分少なくなっている。ということを考えますと、10年先、20年先にそういう方が長瀬に来てくれるという可能性は非常に薄いわけです。

そういった危機感を果たして観光業者が持っているのかなという思いを私もしておりますけれども、町民の皆さんも非常にそのところを危惧しております。

そういった中で、合併ができなかったという中で、観光立町を掲げて、観光を一生懸命やって、観光でお金を上げて何とか町を盛り立てていくのだよという、私たちもそうですけれども、執行部もそういう方針でやっていらっしゃる。しかしながら、観光に町の方の予算をずっとつけておりますけれども、それに対して全く観光にかかわっていない町民の皆さんからは、「何で長瀬町は観光にばかりそんなに金かけるんだい」というようなお話をたくさんお聞きいたします。ちょっと不平等ではないかと。観光トイレにしてもそうですけれども、それでは一体観光業者がどのくらい町に税金を払って、町をどのくらい潤わせてくれているのかということに対して、非常に疑問を感じている町民が多いわけですので、そういった中で、なかなか観光協会も一生懸命頑張っているんですけども、なかなかそれが目に見えないというような事実がございます。私は議員になりまして、すぐつり橋をつくったらどうだというお話をしているわけですが、これに対して町民からは、大澤議員の言っているつり橋はぜひやってほしい事業だねという話をされます。しかしながら、観光業者からは一言もそういうことは出てこないのです。私は非常にこれ不思議だなと思うのです。町民の皆さんは、ああ、あそこに確かにつり橋をつくったならば、町じゅうが観光で潤うだろうねというようなお話をするのでありますが、観光業者の皆さんは全くそういうことを話されない。それも私は非常に疑問に感じています。

それから、トイレの問題もそうなのです。ここ数年でトイレも本当にいっぱいできました。しかし、観光業にかかわっている人が自分のお店に一生懸命努力をされてお客さんを、自分のうちにお客さんを連れてくる。しかしながら、そのトイレに関しての対処というのがほとんどされていない。連休あたりに観光に来られたお客さんがもうトイレで右往左往されたというお話を伺っております。もう本当にどうしようもなく、名前を申し上げては失礼かもしれませんが、長生館さんのトイレにまでお入りになられたという、そういう方たちが大勢いらっしゃるというお話を伺いまして、果たしてそういったことを経験された観光客が長瀬にどういうイメージを持たれたらうかなという非常に不安を感じております。やはり観光に来るということは、きれいで安全でなければというのが一番のこれが課題だと思うのですが、そういった部分で観光業の方もそうですけれども、行政はしっかりそれを把握しているのかなという思いがございますけれども、それからまた上長瀬ですか、養浩亭さんの前、あそこはパーベキュー禁止だそうですけれども、禁止の中でも結構やられている。また、あそここのところにカラーコーンというのですか、ちょっと危険だということで、赤いカラーコーンというものがずっとあそこに置いてありますけれども、あれあたりも長瀬のその景観を少し損ねているのではないかなというようなお話も伺っております。そういうことを町の方はどの程度把握しているのかなという非常に不安を感じているのですが、そのところを課長さん、いかがでしょうか。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 先ほどの大澤議員の再質問でございますが、トイレについてとか、養浩亭付近のことについて把握されているのかどうかということでございますが、まずトイレにつきましては、先ほども苦情が幾つかあった中に、当然その一つがございます。自分のところの家に買い物に行っても、公衆トイレを使ってくれとかということもちょっと伺ってはおりますが、それからそのトイレにつきましては、自分のところで大きなトイレがないようなところもあるようでございます。

それから、トイレはこれから新井議員さんの質問でもございますが、特に長瀬の東口のトイレ、東側の

トイレですか、不足しているというような苦情も大分いただいております。その辺の実情といいますか、それを把握しているつもりでございます。

それから、上長瀬の養浩亭付近でございますが、赤いカラーコーン、景観を害するのではないかとということでございますが、あそこところは、やはり車がとまってしまいますと、逆に今度は交通、通行の邪魔になる。危ないということで、計画的にあそこに置かせているようでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） トイレのお話、課長さんの方からも苦情が大分来ているというお話でございますけれども、やはり言いづらいことでございますけれども、町長さんが言われたとおり、観光業者がもう少しいろいろなことを、お客さんを自分で努力をして、自分でお客さんを連れてきて、そこまではいいですけれども、やはりそのお客さんに対する対応として、お客さんがトイレで困って右往左往するようなことでは、ちょっと困るのではないかなと思っております。そういったところをしっかりと観光協会の方でもそういうこともお話をさせていただいて、即改善をしていただきたいなと思っております。

それから、あと、観光立町ということで一生懸命私たちも口を酸っぱくして言っているわけですが、そのことに関して観光にかかわっている皆さんにも、これだけ町が一生懸命やってくれているのだからという、そういう意気込みですか、それもしっかりと自分たちで努力をしていただきたいと思えます。

いろいろと観光業の皆さんに対する風当たりと申しますか、そういったものが強いわけですし、それを払拭するには、やはり観光業の皆さんに努力をしていただかなければ困るなと思っておりますので、町からもぜひそういった指導をしていただきたいなと思っております。

それから、もう一つ、先日、6月14日に知事さんが見えました。私も知事さんの見える時間帯にお伺いしてみたわけですが、何か知事さんて随分偉いのだなという思いをつくづくいたしました。ちょっと違うのではないかなと、たくさんおいでいただいている観光客の方に目線が全くいかないで、ただ知事さんが来るので、その知事さんに対して失礼のないようにという、そういった方法で皆さんがやっていたような感を強くいたしました。これに関しましても、町民の皆さんからも「ちょっと違うんじゃないの」という声をたくさんいただきました。観光客が皆さんハナビシソウを見たくてお出かけいただいたわけですから、そういう方ですとか、資料館の中を、ちょうどいい機会だから資料館を見ようという思いで来られた方、そういった方たちに私は別に観光客の皆さんがいても失礼ではないと思うのです。知事さんも別にそういう方たちを排除して、自分だけ特別に見たいという思いでは来られてはいないのではないかなと思うのです。しかし、あの体制を見てみまして、非常なる違和感を感じておりましたけれども、そういう点に対して、町長さんはどう感じたでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

全く同じ感覚を持っておりまして、実はハナビシソウの中を私が案内するというわけだったので、産業課長にやってくれとお願いしましたら、非常に足が速いのです。「知事、スピード違反だよ」と私言ったのです。「ああ、そうですか」という、いろんな知事からも提案がありました。それで、先ほどこから私が申し上げましたように、例えば国体の問題で知事とのクレー射撃をやろうという結論を出すときに、その新聞記者が私のところへ来て、記者会見したいと言ったときに、それを県の幹部連中は全部排除すると。何で排除するのかと思ったら、長瀬の町長がもし知事のことに対して問題になるような発言

をされたときに、知事の体面が保てないから長瀬の町長の記者会見を1問だけでやらせてくださいというように言うわけです。「私は私の責任において新聞記者との話し合いをさせてください」と言うから、「いいですよ」と言って、知事とのかかわり合いは当然お答えは持ってきましたけれども、「知事に迷惑のかかるようなことは私も相当ばかだけど、そんなことはやらないですよ」という話したら、それでも1問あったら、また県の幹部連中がわあっと入ってきて、「もうこれで終わりにしてください」と。新聞記者が非常に不満だったようです。5問ぐらいありましたけれども、そのために知事にご迷惑はかかりませんでした。そして見たら、知事その間に逃げている。逃げているというのは、知事は記者会見やりたくなかったと。だものですから、長瀬の町長にそうやって、こっちへ目を向けさせている間に知事は裏から逃げたまって違うところへ行ってしまったと。もう時間がいいやと、こういうような話なのです。

その県の幹部連中に私はいつも言っているのですけれども、知事をばかにするのは皆さんの責任だよということを言っています。そういうことがないようにする、今度の知事はそういうことがないのだよという話なのです。前の知事だって、そんなことを自分から希望してやったのではなくて、全部めぐりの人がその知事を持ち上げて、それでガードしてということをやっとやってきたと私は思っています。

今、土屋さんともこの間お会いしましたけれども、全く人のいい、いわゆる好々爺といいますが、そういう人だというふうに思っておりまして、その辺をその権力をかさに着るということではなくて、私はこの責任の多くは、めぐりにあるというふうに思います。

ですから、先ほど言ったある県議がどうのこうのというのも、そういうことなのです。知事の意向に反した発言をすることを全部排除すると。とんでもないわけです。そういうことを我々もしっかり県にメッセージとして伝えたい。射撃場のことで、ある局長が、長瀬町に来ました。そうしましたら、私が一言も言わなかった。たまたま皆野の町長が町村会長だから、長瀬町を貸して、それで意見交換をしようと思ったら、その局長が私にどなるのです。「おめえは自分の役場を使っていて、一言も発言しないのはどういうわけだ」。「私は町村会長ではないですから」という話しをして激論になりまして、最後向こうは謝って帰りましたけれども、そういうように知事の代理で来れば威をかりたオオカミのようなことを平気で言うわけです。発言しないというのは時間が短くていいと思えば、ほかの人が当然責任を持ってやるのに、長瀬の町長は地元の町長だから発言をしないのはおかしい、そんなことを全くその場違いなことを言うわけです。そういうことが今の県庁の中でも公然と行われています。これは大きな問題。

そんなことを言うものですから、「長瀬の町長は県庁の中で評判が悪いよ」。「悪くてもいいですよ。私は思ったことを言って、それが通じるような県庁の内部にしてもらうことが私たちの仕事だから、文句言われたって言いますから」と言って帰ってきましたけれども、そういうことが行われていまして、今その県知事を大澤議員の見た目で、そういうことがあったとすれば、これは長瀬町の大きな問題だと思っています。私は知事と会っても、全く普通の考え方で話も、余分な話が多いですけれども、そういうことを言ってきたつもりでいます。

国体があって、新しい知事とはかなり綿密に、何十回という会談をさせてもらいましたが、やっぱり思ったことを言うと、きれいごとでは済まないということだけはしっかり考えて知事とは対応しております。そのために知事に不愉快な面があったかもわかりません。しかし、そのうそを言って、お世辞を言うのよりはいいだろう。そんなことを考えていますので、もし大澤議員が見た目で、そういう職員に対して、それから一般客に対して知事その対応についていろんな問題があるとすれば、また後でお聞かせいただいで、それをしっかり私たちは肝に銘じて、これから先のことについて当然またおいでいただくことになる

でしょうから、そのときにはしっかりした対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時15分

再開 午後1時15分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） いずれにいたしましても、観光立町を掲げている長瀬町でございますので、一番の基本である観光業者にその自覚をしっかり持っていただけるようご指導いただきたいということと、あわせてこれから新井議員の方からも観光トイレという質問が出ているようでございますけれども、これあたりも自分でお客を呼んでくるからには、自分たちでそのトイレに関しての処理方法もしっかりと考えていかなければならない一番の基本だと思っておりますので、そういったご指導を町の方でもやっていただきながら、町民が観光立町ということで、本当にご理解をしていただけるような施策を今後は講じていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

---

○議長（西山津智男君） 次に、9番、梅村務君の質問を許します。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 質問をいたします。

二つございまして、まず一つ目は、先ほどから出ておりますけれども、単独でいく今長瀬町の状況の中で、将来に向けての行財政運営についてというタイトルでございます。当町の将来に向けての行財政運営についてお伺いいたします。

財政面については、交付税の減額、また補助金の削減等により、地方自治体にとっては年々厳しさを増すことは必至の状況であります。このような事態を想定した上で、将来のまちづくりをどのように考えているかをお伺いいたします。

二つ目、3番議員のともちょっと重複するかもしれませんが、固定資産税の課税客体の見直しの結果について、税務課長さんをお願いいたします。国体終了後、税務課の職員を増員し、税負担の公平性を確保する観点から、固定資産税の課税客体の見直しを行ったわけですが、その効果をお聞かせください。

なお、今回の見直しにより、公平性の確保が図られたとお考えですか、見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

厳しい財政状況が予想される中でのまちづくりについてどう考えるかというご質問ですが、財政

面につきましては、町税については少しずつ増加の傾向を示しておりますが、財政の健全化につながるような決定的な要因も秘めているということにはなりません。また、地方交付税につきましては、配分の基準を人口と面積に一部変えていくという新型交付税の19年度からの導入、交付税の原資である国税5税の法定率の引き下げや交付税総額の減額など地方団体への交付を圧縮するための方策を骨太の方針に盛り込んでいるため、国でいろいろ議論をされているところであります。これらが実現すると、ますます歳入が減少し、歳出の見直し程度では収支のバランスがとれなくなってくるということを考えているわけであり、今後大幅な歳入増が見込めないということになりますと、自分たちの権限と財源で地方事業を行うことができるという状況は困難になってくるというふうに考えております。町民の皆様が安心して希望の持てるまちづくりを進めるためには、市町村の合併もこれもやむを得ませんけれども、選択肢の一つであるというふうに考えておりますので、近隣市町村の動向にも注視いたしまして、議員の皆様、町民の皆様と十分協議しながら進めていきたいと考えております。具体的には、近隣の町村、例えば寄居町、秩父市、先ほど何人かの議会の議員のご質問の中で申し上げましたように、合併したから必ずその町村の財政状況はよくなるという保証があるわけではありません。そういう中で、寄居に本田が来るということにつきましては、非常に大きなインパクトを与えているというふうに私は考えておりますし、先ほども申し上げましたように、寄居の正副議長の交代があって、お見えになった人たちは、あと8年たったら寄居町は交付税の不交付団体になるということに確信を持っているというその自信に満ちたお話を承り、うらやましく思ったわけであり、隣に長瀬町があることを忘れないでほしいということも申し上げておきましたが、それはまた話は別でありまして、私の個人でどうこうなるものでもないというふうに考えておきまして、この辺につきましては、先ほども申し上げましたように、最終的には町民の意思を確認をすることの方が大切であるというふうに考えておりますし、その最後には議会の議決ということになります。でございますから、これも平素から皆さんとのその意思の疎通をしっかりと図っていくと、そして住民にその現状についての認識を持ってもらった上で、最終的な結論を町民にゆだねることが大切なことではないかなと、今はそういうふうに考えております。時の流れとともに変わることがあるかもしれませんが、現状ではそういうことを考え、財政的に決定的な裏打ちのできるものがないということとはまことに残念でありますけれども、これも皆さんご存じのとおりという状況になっておりますので、少しでも私たちは自主自立ができるような財政状況をやっていくということは、大きな責任ですけれども、これもなかなか難しい。これをやっていくために、微力ではありますが、日々努力を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。ご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） いずれにしましても、大変厳しいということが皆さんこれから予想されるということで周知のことだと思っております。しかしながら、単独でやっていかなければならないということで直面しているわけですから、いわゆる町の姿勢として、これからどういうふうに、例えば今8番議員の方から出た観光振興、そういうものも含めて、例えば持ち家の増加と、あるいは持ち家という町としての力を発揮してつくって、それで人口をふやすとか、そういうふうな施策は当然必要だろうと思っております。具体的に町で今何をしようとしているのか、あるいは合併に先ほど来出ましたけれども、合併というものがまず近い将来の視野に入っているのか、寄居の問題もそうですけれども、2011年までに一応完成して、稼働は七、八年後だということでありまして、これはもうちょっと町長さんが3期やって、3期目の半ばにならないと、本田の方は稼働しないわけですから、そういうところまで見据えているのか、あるいは隣町の皆野町

と合併を進めていくのか、そういう問題はなかなか難しいと思います。しかし、私が考えるところ、その合併の破綻というのが、いろんな意味で町長のわがままとか、あるいは議会のわがままとか、そういうものが非常に原因で合併が破綻しているところが多いのです。去年我々が視察した婦恋もそうだし、合併するのが結局できなくなった。これは人口の問題と議員定数の問題で何か破綻になったということでございますから、それでは単独でやっていけるところは問題ない。しかしながら、我が町は非常に財政的に乏しい。そういう状況の中で、やはり合併を模索するということは必要だろうと私は思います。

それと、先ほどから出ております、この前12月に答申されました健全化の対策委員会、あのときのシミュレーションを見ますと、10年後を見据えたときに、私も委員ですから、そこで申し上げたことは、もうこの数字を見ると絶望的ですよと、もう救われるところないですよという表現をしました。非常に皆さん、大変だなと思ったのだらうと思いますけれども、私がああ数字を見るとそうになってしまうのです。しかし、それが今、町長さんの話ではないですけれども、この後出てきますけれども、そういうものも含めて皆さん鋭意努力しているわけですから、それに期待しているということでございます。

まず、寄居町との合併の問題ということが一つ今、町長さんの話の中でありました。当然皆野町、秩父市とも視野に入ると思うのですけれども、その合併の問題について、近々そういうふうな申し入れをするのか、あるいは話し合いをするのか、あるいは何年後かになるのか、状況の判断なのか、その辺について町長さんひとつお答えください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

近隣の町村との合併につきまして、こちらから申し入れするかというお話であります。まだ私はこの前も議会で申し上げたと思っておりますが、皆野町に対しては私の方からアクションを起こすことはありませんということをお願いしました。それが正しいかどうかはわかりませんが、多分私はこの皆野町との合併協議を進めてきた中で、皆野町のいろんな個人的な諸事情というのが今うわさされておりますが、それが事実だとすれば非常に遺憾であるし、そのために合併できなかったという、それから町名につきましても、アンケート調査では60%という長瀬町という名前を否定してまでも私たちがそれに妥協する必要があるのだろうかということが私たちの基本的な考え方でありまして、これは我々はその仲間として話をこれ以上進めていく必要はないのではないかとということで、私たちの方もお断りをしますし、皆野の方も当然断ってもらって当たり前だというような状況になったということは皆さんご存じのとおりでありまして、このことにつきましては、私の方から皆野町にその合併協議を首長がかわっても、こちらから申し入れすることは、私の任期中にはやれないと、やらないというふうにはっきり申し上げておきます。

秩父との状況につきましては、これは状況変わってきますから、先ほどだれかの質問でありましたように、小鹿野、横瀬等々の首長とは常にいろんなことを検討して、協力体制がとれるかどうかを考えていきたいと思います。同じ歩調がとれるように考えていきたいと思います。ただ、長瀬町とすれば、皆さんと状況が多少変わるところは、隣に寄居町という町があるということをお忘れにならないでくださいというお話は申し上げてあるということは先ほど申し上げたとおりであります。

議会の方でも非常に皆さん、議員の定数も来年度に10とするような具体的な数値を示しての決定がなされました。私は合併を否定するということは考えていません。ただ、どういう合併にするかということについては、非常に選択肢が狭くなってきたということは事実でありまして、この辺につきましては、長瀬町のまちおこしを最後まであきらめないということが大切でありまして、「観光地長瀬」というそのキャ

ッチフレーズをうまく生かした観光振興ができるか、それから我々が考えておりますのは、その人口をふやす、減らさないということから考えますと、その若者の定住促進ということも具体的に職員を1人専従の職員をつけて、宝登山の植栽の問題と、それから工場誘致も含めて始めたわけでありまして、これもひとつ早く実りのあるものにしたいということを考えております。

本田の寄居進出にかかわる余慶にあずかれるような状況がとればいいなということを考えておりまして、県の企業誘致担当の副参事にもお願いを申し上げて、まだ県当局としては、そのときは本田のことについてはまだ具体的なアクションを起こしておりませんというお話でありましたが、本体は寄居ということであれば、その付随する衛星工場、下請の企業の誘致を長瀬町も図っていきたいと考えておりまして、一番近いところで矢那瀬付近から始めて、いろんなところを模索していきたいというふうに考えておりまして、先日も矢那瀬の方のテレビの有線放送テレビですか、その総会がありまして、そのときも行って、一番近いところに位置するところでもありますから、ぜひその工場誘致について皆さんの土地を使わせていただけるような、そういうお考えがあったらぜひ手を挙げてほしいというお願いもしてきたところでもあります。そんなことを考えておりまして、しかし、決定的にこれをやれば財政力が急速に改善をするというようなものがないということを考え、ことしの18年度からいろんな職員の手当を切らせてもらいました。そういう状況を勘案して、それも総額で6,500万円という金額でありますから、これも決定的な要因にはなっていない。決定的なものを持つというのは、非常に日本の今国の自治体を見ても、一つか二つしかないのではないかなと、そんなことを思っておりまして、そういう中に、その隣の町に寄居の問題があるということは、我々とすると大きな参考になるということを考えていかなければいけないだろうというふうに考えています。

いずれにしても、先ほど議員から議員定数の問題等々のご指摘もいただきましたが、我々とすれば、本来自治体としてもその5人定年でおやめになれば、1人とか2人とかの補充をするというのは常識であります。それをできない状況というのは非常に苦しい。しかし、それをやっていかなければ町は崩壊するということを考えますと、これはじつとそのことについては我慢をして、職員にその能力開発をしていただいでやっていただくしかない。私の申し上げている65人体制でやっていけるかどうか。やらなければ、それができなければ町は破綻することは間違いないというふうに考えておりますので、この辺も決定的なものにならないことがまことに残念だと思いますが、そういう方向に向けてこれからかじ取りをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 増収のいろいろの手だてをしているわけですが、いずれにしても、例えば今、町長が話をしましたような、新規の定住促進というか、そういうものがまず第一必要だと思います。それから、委員会の中で、やっぱり委託金の問題がうんと大きく取り上げられたのですけれども、そういうものが職員の中でできる範囲はあるかどうかということを推進会議の中で随分検討されたと思います。このきょうの入札のこの結果の中に一つ測量機器の問題、これはリースなのですか、そういうもので今度は職員ができる、そういう測量だろうと思うのです。そのどの程度の範囲までできるのか、これは平課長さんですか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

今回の入札に関しましては、くいの再現、センター測量、いわゆる路線測量ですか、全体的には一応で

きる予定で、リースする予定になっております。特に用地測量をメインに委託の方をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 今までその測量について相当の金額はかかっていたと思うのです。道路とか、いろいろ測量するわけですが、それがどの程度現段階の道路工事とか、いろんな工事がある中で、どの程度その測量費が浮くのか、大ざっぱで結構ですけども、数字がわかりましたら教えてください。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） どの程度削減できるかというお話なのですが、平成18年度に関しまして、改良等9件、そのほかのセットバック、いわゆる境界を決めまして、道路用地を買うわけですが、そういうもろもろを含めまして約3,000万以上の効果があると思われると思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 今までずっと委託していたわけですが、これがこのリース料を見ますと、300万ぐらいですけども、3,000万の経費が浮くということは、これから委託料の職員の資格というのがなかなか委員会でも出ましたのですけれども、一般職であるので、なかなか資格をとる機会がないというふうなあれが出ました。総務課長さんの方からそういう話がありましたのですけれども、できる限りそういう資格をとって、その経費を浮かせるということはまだまだ可能だと思うのです。これは一つ例にとっても、これだけの、前の助役さんがあそこのカヌーのおり口のあれを測量設計したということで相当金が浮いたという話も当時聞きましたので、とりあえずこういうことから始めて、委託料がどれだけ削減できるかということがまず急務のことだと思いますので、ひとつぜひ進めていただきたいと思います。

それから、きょうは余り、時間が制限されておりますので、議長さんの方から。余りやりませんけれども、行政運営というものについてちょっとお伺いしたいのですけれども、ちょっと問題点を振りたいと思います。

我々の町長さんを初め執行部の議会対策というものもやっぱりある程度行政面の中に入ってくると思うのです。それで、たまたまきょうこれを配ってもらったのです、これ。初めて見るのですけれども、これは恐らく皆さん見ていらっしゃらないと思いますので、18年、ことしの4月です、まとまったのが。この活性化方策という、69ページを見てもらうとわかるのですけれども、要するに議会というものが今まで単なるセレモニーではないかという表現なのです。この議員必携の中にもそれが書いてあります。それで、それをより一歩進めたのがこれなのです、読んでみたら。全部読み切れるわけではない。さっきちょっと読んだのだけれども。それで、議会に対して、例えば我々がいろんなことを言います。質問するわけですが、それが間違っているとした場合には、仮に町長さんは町長さん、あるいは執行部なら執行部、所轄課長さんが言われたときに、そのまま引き下がってしまっているものかどうか。私はそれは義務の放棄だと思うのです。いわゆるそれはしっかりした説明をして、答弁してもらうのがそれは義務だと思うのです、執行部の。総じて執行部と申し上げますけれども、それが義務だと思うのです。

それで、これの中に書いてあるのは、首長さんが議員に逆質問しなさいと書いてある。それで、委員会方式でやりなさい。提案なのです、これに書いてあるのは。それで、世界のいろんな例が出ていますが、イギリスが一番いいだろうというようなことも書いてあります。それで、そういう中で、我々が執行

部の方で疑問を感じたときには、逆に質問するぐらいのことがあっていいと思う。これが議会改革だと思うのです。そのためのこれ提言なのです、この本は。だから、そういうものをどんどんこれから議会運営に対して改革していかないと、ただ言いなり、言いつ放し、いわゆるこれ言いつ放しすることを書いてあります、やはり。言いつ放し、聞きつ放し、そういう表現。そういうものが、だから問題の解決にならないということがありますので、ひとつそれも一つの行政運営の一環だろうと思いますので、ちょっと町長さんの、ちょっとで結構ですから。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今いろんなそのご提言いただきまして、確かにこのことについてはおっしゃるとおりだというふうに思います。議会と執行部が議論をしないということが問題だというご提言だと思います。やはり皆さんの議会活動の中で、いろいろお気づきの点がいっぱいあって、それを質問する、私たちが答える。それだけで終わってしまうわけです。そうではなくて、それがスタートになるということが私は大切だというふうにいつも考えています。なかなかそれが日々の雑事に追われて、それができないというのが、まことに今考えてみますと、非常に大きなその反省点になるというふうに思っていますが、そういう制度を今せっかくのご提案でございますから、我々と議会の方たちでその話を詰めることは確かに必要であります。最終的には執行者よりも議会の方が権限持っているわけです。議会の議決がなければ最終的な結論が出ないということがありまして、例えば皆野の合併の問題等々も議会で否決をして、その住民投票の多数を否決したという事実があります。今考えてみると、背筋が寒くなるようなことなのですけれども、そのときは我々とすれば、長瀬町と皆野の合併協議がまたスタートに着くということではよかったのかなと思いましたが、現実にはそれだけの議会が権限をお持ちのところがあるのを、その議論を私たちが聞くだけで、答弁をするだけで、その上っ面で走っているという事実をこれをやっぱり一步深めていく必要があると思ひまして、これはせっかくのいいご提言でございますから、我々とすれば、ここの議会がこれで議会で終わって、ああ、よかったなということではなくて、これがスタートという考え方にしていけないといけないのではないかなと思っています。

いろんな意見が当然出てきて、それをたたいて、それで結論を出していくということが大切で、その1時間議員の質問が上をそっと頭を下げていって通れば、そこであと9月までいいやというような話にどうもなりがちなのです。本当の話を申し上げるとそうなのです。ですから、そうではなくて、きょうをスタートにして、こういうことをご提言をいただいて、それをきっかけにして、我々も真摯に最後まで詰めて、それで、では行動に移すようなものがどれだけあるのか、どういう効果があるのかというのをやっぱりやっていくというのは、本当に大切だと思っています。私も思っていただけで、なかなか発言する機会がありませんでした。ですから、これはせっかくのご提言を我々とすれば受けとめて、それでこれをきょうをスタートにして、こういう問題について、6月というのは議会は余り忙しくない。そんなこと言っては悪いですが、実際にはそうなのです。ですから、そういうことを含めてスタートの時期に考えて、我々の課長の仲間と、それから議会を全員というわけにいかないでしょうから、代表者で何か組織をつくってもらってスタートさせてもらうとありがたいなというふうに思ひまして、これは議長さんにもお願い申し上げます。ぜひひとつご指導いただきたいと思ひます。

○9番（梅村 務君） 2番にってください。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 固定資産税の課税客体の見直しの効果についてのご質問にお答えをいたします。

今回の調査は、未調査と思われる家屋の調査と課税地目と現況が一致していないと思われる土地について調査を行いました。家屋につきましては、3,539件の調査対象があり、2,968件について実地調査を行いました。このうち課税対象として評価をしたものが297件で、税額にして225万円となっております。また、土地につきましては2,094件の調査対象、すべてを調査させていただき、地目変更を行ったものが1,210件、税額で1,968万円となっております。今回見直しを行いましたのは、固定資産税におけます長年にわたる調査漏れや過去等の累積を解消し、課税の適正化を図ることにより、税務行政の公平性の確保と信頼確保を図ることを目的に行ったものでございます。このことは、単に固定資産税の増収を図ることに着目したわけではございません。納税者の不公平感を解消し、信頼を得ることによって、将来にわたって税収の確保を図ろうとしたものでございます。

今回の調査によりまして、未調査家屋への課税や評価基準に基づいた地目の認定がなされまして、より公平性の確保が図られたものと考えております。今後も公平性の確保を図り、税務行政の信頼を得るために課税の適正化に努めてまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 3番議員とちょっと重複するところがあるかもしれませんが、さっき3番議員の質問のときに、全部メモしたのですけれども、私速記を習っていないので、相当半分以上は書き漏れたのがあるのですけれども、書いた中でちょっと質問したいと思います。

実は先月あたり外へいろいろ出回っていますと、地主の方に数件、数人に呼びとめられまして、どうしてこんな高いのですか、いきなり税金がかかってきたのですかということ質問されるのです。それで、役場の方へ電話したら、こういうわけで100件以上の苦情があったということらしいのですけれども、私が今これから聞く公平性というのはどういうことかということ、さっきもお話がありましたけれども、一筆現況課税ということで、何か課税されているらしくて、一部駐車場になっている。次に植木がある。それが約1反歩ぐらいあるけれども、それにそっくりかかってきてしまった。正直言って、農地としてやっているものですから、地代なんか年間3万ぐらいしか払っていないのです、みんな、その程度で借りているのだと。それを今度は地主が何か二十数万かかってきてしまったという話があるわけなんです。そうすると3万円で借りていた人は今度は借りられないわけなんです、その地代払わないと借りられないから、地主が断ってきたと。ある人は450坪ぐらいあるところを百何坪駐車場として貸してある。名前は言わないから、地代知っていますので、月2万か2万二、三千円もらっている。そっくり税金に持っていかれたと、一筆現況課税ということで。そうすると、例えば雑種地なり、あるいは駐車場として貸す場合に、傍聴席の方もその該当する人はいるかもしれません。分筆をしなければ、農地と、あるいは分筆しなければ、それが一筆現況課税になってしまうということだろうと思うのです。雑種地なり、あるいは宅地として分筆しなければ。そういう中で相当かかっていた人がいるらしいのです。この1,968万円、これだけ増収になったということですから、相当かかっていた人がいて、私の知っている人が数人で、やっぱり20万から30万の間かかってきたと。今まで全く農地ですからかかってこないのが。確かに大澤町長さんになりまして、そういうことは初めから言っておられました、確かに、そういうものに対して。

それで、どこまでが雑種地とみなすのか、あるいは20年も30年も草ぼうぼうであるようなところも、駐車場にしなければ、それは農地として認めるのか、その限界、境がどこにあるのか、ちょっとわからないのですけれども、私も相当数知っているのです。草ぼうぼうでほとんど農地として使っていないところを。

そういうところも全部そうなったのかどうか。もしくはそれが農地として置いてあるのならば、それは公平性を欠くのではないかと思うのですが、税務課長、どうですか。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） どの程度で放置すると雑種地になるかという話でございしますが、それは相当程度にわたって、長期にわたって耕作されていなければ雑種地ということになるのですが、特に期間等の規定というものはございません。現況に見て耕作をされていない状況であれば雑種地となるというような見解でございします。

以上でございします。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） そうしますと、私の目に映るところにすごい箇所があるのです、何年も耕作していない土地というのがいっぱいあるのです。そういうものも課税されたのだろうと思うのですが、私がつぶさに調べるわけにはいきませんからあれですけども、多分それが初めて公平なわけですから、それと桑畑、もうジャングルようになってしまっている桑畑を、伸びてしまって。そういうようなものは対象になるのですか、雑種地としての。

それと、それにちょっと付随して、植木屋さんが自分で畑がないと。では畑を借りて、その植木を育てたと。それは今までずっと農地で来ていたと。ところが、今度はもうそこもどいてくれというふうな話も聞いているのです。そうするとそれはやっぱり雑種地としてみなすのですか、作物ができないということ。例えば果樹であればいいというような話も聞きましたけれども、その辺の規定はどういうふうになっていますか。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） お答えをいたします。

今回の見直しに当たりましては、農地のことで申し上げますが、耕作されていない農地についてどの程度の状況であれば雑種地とみなそうかということでございしますが、例えば長年放置されておきまして、灌木の生い茂ったようなところ、ただ単になっただけで、草を刈ってあるような状態では農地とみなしておりません。

それから、桑畑はちょっと控えさせていただけますか、記憶にあれなので。

それから、植木につきましては、もともと植木につきましては、苗木を育てているのであれば農地、それから植木屋さんが一時借り受けのような形で現場に持っていくために置いておくとか、そこで育てて大きくなって、肥培管理そのものをしていないというような場合には、雑種地とみなすという評価基準になっておりますので、そちらの方を適用しております。

よろしいですか。

○9番（梅村 務君） 桑園はわからないのですか、桑園は。桑園、桑畑。

○税務課長（中川 昇君） 桑園はどんな処理をしたか、ちょっと確認をとります。とらさせていただきます。

〔「やる人の主観でやったんじゃ」と言う人あり〕

○9番（梅村 務君） そうなのだ。それなのだよ、問題は。はい、わかりました。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 例えば固定資産の評価額にしても、建物の。評価額にしても、恐らくその調査に行

った人たちの、今、前の方言われたように、主観的なものは相当入っていると思うのです。例えばこの建築は新築したと、この建築は基準があって、坪30万でやる大工さんもあれば、80万かける大工さんもある。そういう場合に、なかなかある役場の職員に聞いたら、「全部主観でやりますよと、我々も素人ではないですからわかりますよ」と、こういう言い方されたのです。ということは、もうそういうことについてはプロフェッショナルだと思いますので、ちょっと質問いたします。

先ほど76件の736万というのがこれ数字が書いてあるのですが、これは何だかわかりますか。わかりますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○9番（梅村 務君） ちょっとそれ教えてください。

○税務課長（中川 昇君） 家屋調査を主観でやるのかということでございますが、決して主観を入れるようなことでなくて、評価基準に基づいた点数、評価をつける点数がございまして、こういう材質のものにはこういうこと、こういう設備があればこういう何点というような、そういう基準に基づいてやっておりますので、決して行った人の主観に基づいてやっているということではございません。

それから、今回の見直しにつきましても、例えば地目の認定に当たっても、必ず複数の目で見ております。一人だけの立場でこれは畑だ、これは雑種地だというような判断は下しておりません。難しいものになった場合には、さらに人数を加えてみんなで見て、だれもが納得できるようなものについて雑種地なりに地目を変更しているというような体制をとっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほどの村田議員さんへのお答えの中で76件、736万円の増額というお話を申し上げてありますが、これにつきましては、17年中に調査をした新築家屋あるいは増築の家屋、こういったものです。今までの未評価と違って、17年中に調査すべき家屋についての金額あるいは件数でございまして。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） そうしますと、新築、増築、増築でも今1,000万や1,500万ぐらいかかりますよね、ちょっとした増築で、農家あたりやると。新築がどのくらい件数あるかわかりませんが、76件で736万ということは、1件平均10万ですね、固定資産。

〔「そうです」と言う人あり〕

○9番（梅村 務君） そうですね。そうすると新築した評価額が1件当たり14で割ればいいわけですね、736を。そうすると新築で500万という査定なのですか。そういうことになるのですよ、これ。増築がうんと含まれていけば話は別ですよ。安い、例えば2坪増築したとか。それならあれだけども、新築と増築と書いてあるとすれば、査定が、評価査定が600万か500万ぐらいになってしまうのです。それが一つ。

それと、ちょっとあれがわからない。償却残の問題があるのですけれども、うちはもう本当にバラックみたいなものだから、40年たっているのです。その償却の方法がわからないのです。これも含めて大体で40年たって償却が6万円なのです、評価額は。今ずっと見ていると。40年前と比べて。それはその評価額というのはどういうふうにするのか。恐らく皆さんなかなか余りそういうところはみんな金があるから気にしないのだろうと思うのだけれども、税金に対しては。その辺がちょっとわからないのですけれども、ちょっと説明してください。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 新增築の家屋の関係でございまして、これにつきましては、新築といたって、

物置から豪華な豪邸までございます。そういったものをひっくるめての平均でございますので、1件当たりにつきましては、ちょっと調べてございませんので、もし必要であれば後ほど……

○9番（梅村 務君） 後で資料を出してください。

○税務課長（中川 昇君） はい、資料をお出ししたいと思います。

それから、40年たちますと、償却が大体の家屋、木造ですと完全にもう償却し切れております。ただ、固定資産税上は20%、これは20%と言いましても、再建築費というものを出すわけなのですが、その時点で、今現在のこの時点で同じうちを建てようとした場合に幾らかかるのかというまず価格を出して、それから減価なりをしていくわけですが、40年たちますと、大体償却し切れておりますので、最後の20%分につきましては、家屋が存在する限り20%の評価額がついて課税もされているという形となっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 私の実際に自分のうちの例を出したので、現実に6万円しか償却していないのです、実際。それで、非常に複雑な建物の評価額になっている。これ説明したのだけれども、確かに今言ったように、住んでいるうちは20%当然、それはわかりますよ。わかるのだけれども、今に置きかえるのですね、あれは。例えば坪5万で建った。40年前だと坪5万ぐらいだったのです、坪単価が。それが今度は50万になったときに、その年に置きかえてしまうのです。そういう方法なのでしょう、あれは。そうでなかったら、もう40年たてばなくなっているはずなのです、20%残して。そうでしょう。それが全く変わっていないのです、数字が。だから、それは後でまた調べてみてください。履歴ありますか、その償却の。40年前の。それはいいですよ。後で行きますから。

それで、確かにいま一つ大事なことをお聞きいたします。先ほど町長さんも話していましたが、1,968万ですか、増収があったということですよ。そうするとこれが農地として今まで見ていたものが、宅地、雑種地評価にしたと、ということでこれだけ増収になったわけですよ、極端に言えば。いわゆる今まで農地だったわけでしょう。その増収になった部分、1,968万の。いいわけですね。ちょっと聞いてください。

それで、これが例えば来年うちは雑種地では困るのだと、これだけ税金かけられたのでは、農家の人が畑つくったって、この68件でさっき言い直したでしょう、1,245万8,000円、8,000円まで出ているのですよ。これだけの収入しかないということになればですよ、農家の人というのは、荒れ地にしておいたって、やっぱりなかなかつくるといふ人手もないし、勤めてしまっているから。ということがあるので、例えばこの増収になった土地を来年、今年度は何とか払ってもらいたいというふうな町長さんの話ですけれども、来年全部仮にですよ、単純に考えて、全部農地に戻した場合、これは全く税収はほとんどなくなりますよね、19年度は。そういうことになりますよね。それはどのように想定されていますか。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） お答えをいたします。

先ほどの増収の分がすべて農地から雑種地なり変更になったものかというご質問でございますが、先ほど来村田議員さんの説明の中でも申しましたように、農地あるいは山林、雑種地、そういったものから宅地へ変更したもの、それが先ほども申しましたが、580件です。それから、やはり農地、山林、それから宅地等、そういったものから雑種地へ変更したもの、こういったものが450件、それから逆に農地へ変更したもの、あるいは山林へ変更したとか、そういったいろんな地目から、いろんなまた農地、山林等に変

更もしておりますので、そういったものが180件、それらプラス・マイナス、トータルいたしまして先ほどの金額を申し上げたものでございます。

それから、これがだから増収になった土地が農地に戻った場合には、来年度のそれがなくなるのかなと言え、当然農地として耕作していただいて、耕していることが確認できれば、現況地目に戻して、農地とみなして課税を行いますので、それは減額になるということでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） そういうことで、大体私が考えるのは、農地の方が例えば駐車場になったりしているのが面積では非常に多いと思うのです。大きいと思うのです、全体から見渡して。そうするとこの450件という数字と580件というこの数字の中の450件が大多数の面積を占めていると思う。私はそう考えるのですけれども、それはいいとして、いずれにしても私は最後の感想として申し上げますと、こういうことを町長さんがなられて5年になんなんとするわけですけれども、やはりいち早くこれは手をつけるべきだと私は思います。

それと、余り関係ないですけれども、税金の時効の中断、これも含めて、これと同じだと思うのです。やっぱりこれは役場の怠慢だと思う、そういうものが中断をしていないということは、名前は言えませんが、ある人から見せられたのです。そうしたら12年前は全部消えているのです、税金が。それで、延滞金だけは残るのです、あれ。全部延滞金は残っているのです。現税の方は消えてしまうのです、5年たつと、なくなってしまうのです。それで、延滞金だけは残っているから、延滞金だけは膨大な数字になるわけです。大したあれではないのだけれども、数百万という。となると、当然払えないのだから大変だろうと思うけれども、いろいろと町じゅうなんかでいろんな問題があって、非常に償却した部分が金額は多いのですけれども、やはりそれは業務の怠慢だと思う、職員の。それだけはもう今後、町長さんになってからは相当厳しくやっているようでございますけれども、今後は絶対そういうことは人情に絡んでやったような感じもするし、何か手だてはしなかったということが、こういう問題も含めてあるので、ひとつ今後ともシビアにやっていただきたいと思っておりますので、以上で終わります。

---

○議長（西山津智男君） 次に、7番、新井利朗君の質問を許します。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 一般質問させていただきます。

1番、「花の里」事業について、産業課長にお尋ねいたします。

昨年は、旧プラム園の用地跡にハナビシソウを主体とした花の里が整備され、長瀬の新名所として多くの観光客や町民に楽しんでいただきました。現在「花の里づくり実行委員会」を中心に事業が運営され、2年目の開花時期を迎えているわけですが、ことしは花と花との間隔が広くとられているため、昨年と見比べると見劣りすると思えます。その一因として、種をまく時期と方法が適切でなかったことが考えられます。これは昨年のは、一昨年の12月ごろにまいたというふうなことであります。それから、カリフォルニアポピーというものは、案内を見ますと、大体9月から10月ごろにまくものというふうな、場所的部分もありますけれども、そういうふうなこともあります。それがことしの花の場合は、2月20日にまか

れたというふうなことがありましたので、この辺の質問、今の時期は、大分花も開花してきましたけれども、昨年と比べると非常にボリューム感のない状態がしております。なぜ昨年より遅い時期に、異なる方法で種がまかれたのか、これからの町の運営方針と事業の進め方をあわせてお伺いいたします。

2番、長瀬駅東側に観光トイレを設置することについて、町長にお尋ねいたします。長瀬町を訪れる観光客の多くは、観光の名所が集中する長瀬駅周辺を訪れます。中でも長瀬駅東側は、多くの駐車場や商店と岩畳やライン下りの発着場があることから、特に訪れる方が多く、その方々からは公共性の高いトイレの設置を希望する声が多く聞かれます。その要望にこたえ、地元関係者と協議を進め、長瀬駅東側へ観光トイレを設置すべきと思います。有料トイレとすることも一つの有効手段ではないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 花の里事業についてのご質問にお答えいたします。

花の里につきましては、昨年のハナビシソウの栽培が大変ご好評をいただき、今年度も継続して栽培いたしました。昨年より遅い時期に種をまきましたのは、除草作業の軽減などの管理的な関係や、開花時期を5月中旬ごろからと計画し、2月20日に種をまきましたが、ことしは気温が低い日がありましたし、日照不足も影響して、予定より2週間ほどおくれましたが、現在は見ごろを迎えております。

また、種をまいた間隔や、まき方も基本的には昨年と同様でございますが、16年度は緊急雇用創出基金の事業により、4人で種をまきましたが、17年度は補助事業の関係から、ボランティア活動が基本となりますので、種をまいた方も約90人の多くのボランティアの方に協力していただきましたので、浅いところや深いところ、種の多いところや少ないところなどができてしまい、自然条件が重なって生育にばらつきが出ていると考えられます。気候の影響を多分に受ける生き物でもございまして、必ずしも予定どおりにいかない難しさがありますが、いつごろ、どんな方法でまけばよいのか、さらに研究させていただき、年々充実させていければと考えております。

次に、運営方針でございますが、実行委員会を中心にボランティア活動を主体とした事業運営を引き続き行い、手づくり的な作業で周辺整備や一年草の栽培、アジサイの植栽などを実施してまいります。また、秋に咲かせる花を実行委員会で選定いたしまして、年2回一年草の花を栽培する予定でございます。

今後の事業の進め方につきましては、補助事業が19年度までとなっておりますので、補助事業が終了した後も独立採算の形で継続して実施できるような仕組みを実行委員会で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 確かに気象条件の変化であったり、何かして花を思うようになかなか図面に線を引くようなわけにはいかないのはわかっていることなのですが、大変ボランティアの数も大勢参加していただいているのですが、これまでのボランティア、いわゆる今年度に関して、今年度といたしますか、ことしの種まきのころからのボランティアの人数とか、あと職員が非常に2人、3人、時に4人というか、大勢でよく入ってやってくさっております。それに対して町民からも非常に感心している方と同時に、もったいなという声も非常にあります。ですけれども、いろいろ話をしますと、やむを得ないかなというところもあるのですが、その辺のところについて、人数面、それから職員の出ました日数とかいうもの、それからまき方につきましては、昨年4人でまいたというふうな、専門的にまいてくれたかと思うのですけ

れども、聞くところによりますと、種は昨年そのままの状態のところの一部ありました。それから、昨年のままの種をまいたところですか、それとまぜたところ、それから新しい種だけまいたところというふうな形で、何か3種類まいて様子を見るというふうな形でありました。花をこしはまいてあるということも聞いたのですが、その辺の生え方といいますか、確かにこの質問を出したときには、3週間ぐらい前でしたので、非常に今の状況と変わってきている部分はあるのですが、その辺のところわかりましたらお願いいたします。

それともう一つ、地主があそこはプラム園をやるについて組合があったかと思うのですが、その地主の理解、協力度といいますか、そういうふうなものについてお答えいただければありがたいのですが。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） それでは、新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

ボランティアの関係でございますけれども、18年につきましては、2月の5日からハナビシソウ園内の通路の整備を行ったりいたしまして、そのときには15名の方に出てくださいまして、2月20日のハナビシソウの種まきのときには、約90名、いろんなボランティアの方に出ているところでございます。そのほか、5日間ほど集中除草作業としてボランティアの方に大勢出てくださいしております。職員が出るということについてということでございますけれども、やはり花ですと、除草作業がやはり一番大変な作業でございます。もちろんボランティアの方に集中作業日を指定して、大勢の方に出ただけののですが、それだけでは十分でないようなところについては、どうしても職員が出て作業せざるを得ないという部分がございます。この辺のところは花をやはりきれいにさせるためにはいたし方ないところかなというふうに考えているところでございます。

それから、地主の方の理解ということでございますけれども、16年度におきまして、プラムの木が老朽化したということで、プラムの木を伐採するときに、地主の方に今説明をして理解をいただいたということでございます。

それから……

○7番（新井利朗君） 去年の花と、こしの新しく買った種をまぜたところ、それから新しい種のところというふうな形で3通りぐらいまいて、その生えぐあいを検証するというふうな状況に聞いたのですが。

○産業課長（若林 実君） 種のまき方については、基本的に一つの方法、筋まきの10センチ間隔で点でまくというようなまき方で職員は指導して、ボランティアの方にまいていただいたそうなのですが、かなり大勢の方に出てくださいましたので、職員がずっとついているわけにはいかなかったということで、いろいろなまき方になってしまったのかなというところでございます。

今後はそのボランティアの方のご協力は必要なことでもございますし、種を多目にまくとか、あるいは職員の方で種をまいた後に、除草作業の方からボランティアの方にはお手伝いいただくというような工夫をして、今回の経験を生かして進められればと考えております。

もう一つ、資料館の駐車場からおりまして、すぐ右手前の方に早咲きの部分がございますけれども、こちらについては、試験的に種をそのまま落としまして、落とした種から生やしたハナビシソウでございます。その咲き方を見ていたのですが、やはり種をまいて咲かせた部分とでは、除草管理がやはり大変でございますし、花を見ていても、花がやはり種をまいたのと比べますと、小さいような感じがしております。やはり種を買ってまいた方がきれいに咲くというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 本場に課長も4月にかわったばかりで、十分に何回もあそこへ現場に足を運んでいただいております。お骨折りにいただいているのは目にしているところなのですけれども、これから本当にいろんな面で管理していく、またそれと同時に検証していくということも大事なことでありますので、まいた人数も大事ですけれども、量であるとか、それからまぜたところ、色合いとか、そういうふうなことを見ながらやりたいというふうな話も聞いて、いわゆる新しいところだけまいたと。僕らはどこに新しい種をまいたのか知らないのです。ただ、役場の方でこちらには去年の種、ここは去年の種とことしの種をまぜる。こちらはことしだけの種をまくというふうなことでやったというのを聞きましたので、その色合いなり、出方を、今になってくると大体わかりますので、よかったなど。よく検証しておいてもらいたいということです。

それと同時に、5月の連休のころに、いわゆる昨年の種がこぼれたままの状態というのですか、そのところは咲きまして、あそこへ訪れた、いわゆる今度は「花の里」というのが固定的に看板が出ましたので、案内というか、そういうなので、入ってくる人もいますので、確かに一斉にある時期咲かせるのもいいのですけれども、やはり5月の連休ごろも非常に多く訪れ始めていますので、あそこらに咲くような状況で活用して、南斜面というのですか、南側を向いている斜面につきましては活用して行って、早目に花を咲かせて、訪れる人たちを喜ばせるということも大事なと思うわけでありまして。その辺また検証していただいて、次のよい「花の里」づくりの参考にしていっていただきたいと思っております。これについては、一応結構でございますが、次の第2の質問の答えをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新井議員の質問にお答えいたします。

基本的にはトイレの必要性についてのご質問だというように思っておりますが、駅の東側、長生館寄りですよね。そのこと、それからもう一つ、船玉まつりの警備本部ができます近所の仮のトイレ、仮設トイレのところについてのことでございますが、実は建設課長と一緒に秩父鉄道、それからあるその近くの地主の方、具体的にはまだ名前を申し上げられませんが、方のところにお邪魔をいたしました。そして、とにかく来年度の桜が咲くころまでには、常設のきれいなトイレをつくりたいというお話を申し上げまして、秩父鉄道は基本的に土地をあるところを提供してもいいですよと、そして去年樋口の駅と上長瀬の駅に県のこれは強い要請によりまして、水洗トイレをつくりました。今こういう方法がとれないかということをお話を県の方に話を投げかけたところでありまして、できれば鉄道にもご協力をいただくと、あの辺のところでは一番大きな利益を得るといふふうにおられるのは秩父鉄道だということをお話の方から申し上げまして、本来そのことは余り大声で言われると困るというようなお話も鉄道の社長からありましたが、現実の問題としてはそうだとお話を申し上げまして、その両方を一緒にやりたいという具体的な提案を5月にいたしました。そして、話はあとは地主のご返事をいただけるかどうか。前向きに検討していただくというお話をいただきまして、このこと、鉄道の方についてはいいですよという返事を確認はしておりますので、これからあとは県の方に、この間とことん訪問で知事がお見えになったとき、そのトイレのことは樋口、上長瀬の駅の設置についてもお話を申し上げて、お礼申し上げるべきところはお礼申し上げたのですが、それと同時に、県の方で最初は金を出さないと、秩父鉄道と長瀬町で半分ずつやってトイレをつくれという知事のこれはその提案だという言葉をお話を創造センターの所長に聞きましたので、それではお断りしますと、県で提案をしておいて、何で県でお金を出してくれないのですかという話を申し上げました。で

すから、2分の1ずつではなくて、3分の1ずつということであれば、私たちはそれにこたえてやらせてもらいますという話をしましたら、県の方でもでは3分の1出しますという話になって、負担が軽くなったという事実がありまして、そういう前例にならって私たちも県の方にこれからお願いを正式にするつもりでおりまして、このことについては当然聞き入れてくれるだろうという前提に立って、二つのトイレを一緒につくりたい。先ほどから申し上げましたように、その形だけの問題ではなくて、トイレというのは、私は機能だというふうに思っております。ただ、その地区に全くそぐわないようなトイレをつくることについてはこれ問題ですから、機能を重視した、そして使いやすいトイレをつくるのが、それを重点に置いてやっていきたいというふうに考えておりまして、最低でも駅東口については、鉄道が基本的にオーケーだということになれば、それだけはどうしてもやりたい。そのほか、もう一つのその警備本部の後ろの私有地につきまして、今話が始まりましたので、これは私はご理解いただいているのではないかなというふうに思っております。前議員だった方のところへ私何回も行きましたら、「おれが死んでからやれと、死ぬまでは前のことがあって、おれがイエスと言うことはできない」という強いお言葉をいただいたのです。「では早く死んでくれとも言えないな」という話をしたのですが、たまたまその方はお亡くなりになりました。1年過ぎましたので、もうころ合いかなと思ひまして、お願いをしに行ったわけでございます。その奥さんの弟を私がなんとも友達としておりまして、たまたま行く前に平参事と相談をして、その方に声をかけました。「よし、おれ行く」と言って先に行っていていただいて、お姉さんに話をしていただきました。よく基本的には理解できたというお言葉をいただきまして、これは子供に対してもお話はしてもらったようでもありますから、あとは返事待ちということになります。あとはお金をどういうふうにするかということになるだろうというふうに思っています。ですから、最低でも一つはつくるお約束をできると思います。それで、皆さんが、私も東口のところで女の人にすごい怒られたことがあります。それは「トイレ行きたいんだけど、トイレどこだ」と、「踏切を渡って向こうにトイレがあります」と言ったら、「そんなことを、行く時間がないんだ」という話なのです。「お店はトイレは貸してくれない」と、先ほどのどなたかの話がありましたように、お店はトイレ貸してくれと言ったら、貸してくれないのだと、「ここで小便しちゃうよ」という話をされたのです。どうぞとも言えないし、困ったなと思ったのですが、そういうようなことがあって、トイレについては、東側については、非常に大きな我々の問題点だというふうに思っておりますし、たまたま新井議員のそのご質問の通達の前に、その動きが始まって、これは同じ考えを持っているのだなというふうに、その共通の認識を持っているということを意を強くしたわけでありまして、このことについては、本当に頑張っけてやっていきたいと思ひます。ですから、もしものことがありましたら、また皆さんにお力添えをいただければありがたいというふうに考えておりまして、できれば二つを一遍に来年に向けてやっていきたいと。そのトイレにつきまして、ことしの問題も起債だとか、そういうようなこともいろいろ考えて資金調達をしたわけでありまして。そういうことから考えますと、その資金につきましては、何とかなるのではないかと。自己資金を出すということになりますと、19年度の予算に非常に影響がありますから、そうでなくて、やっていくような方法を考えて、これから鋭意努力をして、新井議員のご質問に対して形でお答えをしたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 思わぬ前向きな回答をいただいて、大変うれしいことですが、長瀬にもあるいろいろなところにトイレが設けられておりまして、それを管理するにつきましては、町で委託してや

っているところ、また地元とか、関係業者等の方がやってくれるところ、いわゆる維持管理の費用もかかるわけで、そういうふうなことから、先ほどの質問の中にも、有料トイレを考えることも有効ではないかということによってあります。必ずしも有料がいいわけではありません。また、トイレが今ないのも、トイレを借りながら、たとえジュース一本でも買ってくれるお客さんもいるのだよというふうなことも言われました。ですけれども、よく考えてみると、あそこに駐車場がありながら、駐車場が余り構えていない。そういうふうなことで、私もこの質問出すのに非常に悩んだのですけれども、やはり観光客の方からじかにこういうふうな声をぶつけられた人、私は幸いにしてといたしますか、不幸にしてというか、直接観光客にこれぶつけられなかったのですけれども、非常に何回も言われた人が、非常に何とかしてほしい、何とかしてほしいということで、会うたびに言われたので、質問出したわけです。

ですから、いわゆる駐車場が5台以上ある場合には、トイレを設けるような条例化はできないかなとか、いろんなこともちょっと考えたりもしたのですけれども、平米数で、駐車場の平米数でトイレをつくることを条例化して、とにかくやっていく。

それと同時に、長瀬の観光協会の会長さんが、やはりこれは下水の問題になっていってしまうからですが、やはり本下水につないでいないという状況もいろいろところで話題になり、批判の対象にもなりますので、いろんな観光地長瀬のために、あそこは一番早くに下水道整備工事を始めたところなのだと。だから、ぜひとも早くに接続するように行政の方も働きかけてほしいという声もあります。そういうことで、いろいろとお願いになりますが、引き続いて行政側のご努力並びにこういうふうな声にこたえていただき、またいい長瀬町づくりができますようにご検討、ご奮闘をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（西山津智男君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第31号から議案第43号までの13件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第5、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じ、同年3月31日付で長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴いまして、緊急に長瀬町税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分をさせていただき、同日、長瀬町税条例第19号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

今回の地方税法等の改正は、三位一体の改革によります本格的な税源移譲に伴います所得税と個人住民税の税率の改正や、これに伴います所要の調整措置がなされましたこと、固定資産税関係では、3年に1度の固定資産価格の評価替えの年に当たりますことから、土地に係る負担調整措置等の改正が行われました。このほか、たばこ税の税率の引き上げ等の改正が行われております。

それでは、専決処分をいたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。今回の改正は、大変多くの条項にわたって改正が行われております。大変恐縮でございますが、お手元にご配付してあります参考資料、平成18年度長瀬町税条例の改正概要で説明させていただきたいと存じます。なお、施行期日は、それぞれ記載してありますので、省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回の一部改正条例は、2条から成っております。初めに、第1条によります改正でございます。第24条の改正でございますが、均等割の非課税範囲の改正でございます。扶養親族等を有する場合の加算額を「17万6,000円」から「16万8,000円」に引き下げるものでございます。非課税範囲としては、この部分が引き上げとなるものでございます。

次の第31条は、法人税法の改正、会社法の制定に伴う条文の整備を行ったものでございます。

次の第34条の2は、所得控除の規定ですが、これまでの損害保険料控除にかえまして、地震保険料控除が創設されたものでございます。

次の第34条の3、所得割の税率でございますが、本格的な税源移譲に伴い、税率を改正するものでございます。これまで課税所得金額に応じまして、3段階に定められていた税率を一律6%に改められたものでございます。県民税では2段階に定められていた税率が、一律4%に改められまして、町県民税合わせて一律10%の税率にするものでございます。ちなみに所得税の税率は、これまで4段階に定められていたものが6段階に改められまして、累進性をより高めるとともに、所得税と住民税を合わせました税負担が極力変わらないように設定されております。

2ページをごらんいただきたいと存じます。第34条の4は、変動所得又は臨時所得に係る平均課税の規定でございますが、税率がフラット化されたことに伴いまして、廃止するものでございます。

次の第34条の6、法人税割の税率をこの第34条の4にそのまま規定したものでございます。

次の第34条の6は、第34条の4へ繰り上げ、あいた第34条の6に調整控除の規定を設けたものでございます。この調整控除は、所得税と住民税の人的控除の差額に起因いたします負担増を調整するもので、基礎控除や扶養控除等の所得税と住民税の控除額の差額部分に対します増税分を住民税から控除するものでございます。

次の第34条の7は、条文の整備でございます。

次の第34条の8の改正でございますが、第1項は、配当割額又は株式等の譲渡所得割額の控除割合を町県民税の税率割合の改正にあわせまして行うものでございます。

第2項、第3項の改正は、控除しきれない金額の還付充当の規定の整備を行ったものでございます。

3ページをごらんいただきたいと存じます。第36条の2は、地震保険料控除の創設に伴います条文の整備、第6項は、所得税法の改正に伴う条文の整備でございます。

第51条は、条文の整備でございます。

次の第53条の4は、退職所得に係る分離課税の所得割の税率を先ほどの税率改正にあわせて改めたものでございます。

次の第57条、第59条、第61条は、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次の第95条は、たばこ税の税率の改正でございますが、たばこ税の税率は、当分の間、附則第16条の2の規定の適用がありますので、実際の税率は附則の規定が適用されます。そちらの方で説明をさせていただきます。

次の附則第5条でございますが、第1項は、個人の町民税の非課税の範囲の改正でございます。扶養親族等を有する場合の加算額を「35万円」から「32万円」に引き下げるものでございます。所得割の非課税の範囲といたしましては、この部分が引き上げとなるものでございます。

4ページをお開きいただきたいと存じます。附則第6条から附則第7条までは、地方税法等の改正に伴う条文の整備でございます。

附則第7条の2は、第34条の8の改正に伴い、同条の特例措置を廃止、削除するものでございます。

附則第7条の3は、税源移譲に伴う既存の住宅ローン控除適用者の負担変動の抑制措置が講じられたものでございます。税源移譲に伴いまして、所得税額が減少する結果、住宅ローン控除が所得税から控除しきれなくなる場合や控除できない額が大きくなる影響が生じますことから、この影響額を個人の住民税の所得割の額から控除する規定を設けたものでございます。なお、これによります住民税の減額分は、全額

国費で補てんされることとなります。

5 ページをごらんいただきたいと存じます。附則第8条でございますが、町県民税の税率割合の改正に伴う税率の改正と条文の整備でございます。

次の附則第9条は、退職所得に係る特例の規定でございますが、別表の税額表を廃止したこと等に伴います条文の整備で、特例の内容等に変更はございません。

次の第10条の2は、特定優良賃貸住宅の固定資産税の減額の特例が廃止され、既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額の特例が創設されたことに伴います申告の規定等の条文の整備でございます。

次の附則第10条の3は、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次の附則第11条は、適用年度の変更と用語の追加を行ったものでございます。

次の附則第11条の2は、基準年度以降、地価が下落している場合の土地の価格の修正措置を引き続き実施するというものでございます。

6 ページをお開きいただきたいと存じます。附則第12条は、宅地等に係る負担調整措置の改正でございます。平成18年度から20年度までの各年度分の固定資産税の課税標準額について、商業地等については、負担水準が70%を超えるものについては、評価額の70%、60%以上70%未満の場合は据え置き、60%未満の場合は前年度の課税標準額に評価額の5%を加えた額を課税標準額とするという規定が載っております。住宅用地につきましては、負担水準が80%を超える場合は据え置き、80%未満のときは前年度の課税標準額に特例適用後の評価額の5%を加えた額を課税標準とするものでございます。

次に、附則第12条の2の規定は、前条にまとめられましたので、削除するものでございます。

次の附則第13条は、適用年度の変更で、農地に対する負担調整措置を引き続き実施することと、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

7 ページをごらんいただきたいと思っております。附則第13条の3は、価格が著しく下落した土地の特例でございますが、下落傾向の緩和に伴いまして、廃止したものでございます。

附則第14条、附則第15条の2は、条文の整備でございます。

次の附則第16条の2は、たばこ税の税率の改正でございます。たばこ税の税率は、本則でも改正されましたが、当分の間こちらの税率が適用されることとなります。旧3級品以外のたばこ税が1,000本につき「3,298円」、旧3級品が1,000本につき「1,564円」に改正されたものでございます。

次の附則第16条の4から10ページの附則第20条の3までは、個人の町民税の分離課税の特例等の規定でございますが、町民税と県民税の税率割合の改正に伴います税率の改正と地方税法等及びこの条例等に伴う条文の整備でございます。

11ページをお開きいただきたいと思っております。附則第20条の4は、租税条約実施特例法、所得税法等の改正に伴い、租税条約による限度税率が住民税をも含めて規定されている場合、住民税を優先して限度税率まで課税できるということとされたため、規定の整備を行ったものでございます。

次の附則第21条は、個人町民税の定率減税等の負担軽減措置の廃止に伴い、削除するものでございます。

別表は、退職所得に係る町民税の特別徴収税額表が記載されていたものですが、税率のフラット化に伴い、税額計算が容易になりましたことから、廃止、削除するものでございます。

次に、第2条による改正でございますが、第1条の改正で、創設し、平成18年4月1日から施行しております附則第20条の4、このすぐ上の附則第20条の4の改正でございます。第1条で設けた税率等の規定は、平成18年度から適用されるため、改正前の規定を設けてありますが、平成19年度の適用に向けて、第

1条の改正と同様の税率等の改正と、第1条の改正に伴います条文の整備を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、議案の税条例の一部を改正する条例をごらんいただけたらと思います。条例の25ページになりますが、第1条は、施行期日を定めたものでございます。この条例は、平成18年4月1日から施行するものですが、それぞれの施行期日が定めてあります。

次に、27ページの第2条、29ページの第3条は、町民税に関する経過措置を定めたものでございます。

32ページの第4条は、固定資産税に関する経過措置でございます。

同じく、32ページの第5条でございまして、たばこ税に関する経過措置でございまして、いわゆる手持ち品課税等の適用の規定がされております。

35ページの第6条でございまして、平成17年度の長瀬町税条例の一部を改正する条例の附則第2条第6項について、第1条の改正に伴います条文の整備のため、附則の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 長瀬町税条例新旧対照表などを見ても、本当にわかりづらく、私はこの問題では、横瀬、秩父市議会の議員にちょっと電話で聞いたのです。ちょっとファクスも送ってもらって、あと本庄の。感じるのは、この条例に対して党所属の議員はどのような態度をとったのかと聞いたら、やはり町税条例の改正で、町民に負担増だということと言われまして、ちょっと何点が質問したいと思います。

定率減税の廃止で、大体約どのぐらいのような町民の負担増になるのかについてお答え願いたいと思います。

また、個人住民税の税率が3段階から、町県民税の一律10%の統一でということ、これについてもまた、もう段階を一律にしたということ、また負担増ができるということ、これについての負担増は、町民にどうなっているのかについてお答え願いたいと思います。

また、いっぱいいろいろ書いてありますけれども、この税条例について、我々はどのような態度をとったらいいかというのは、やはり私は今の小泉内閣のやり方は、国民に相当の負担増がやられているというふうに感じているのですけれども、そういう点で、これらの。

もう一つは、たばこ税が結局上がったということで、これについては、いろいろ賛否両論あると思いますが、この問題。

固定資産税の評価変動割合を変えたということで、もう少し詳しくお願いしたいと思います。その中で私は自分の態度を表明したいと思いますので、答えていただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） お答えをいたします。

まず、町民に負担増ではないかということで、定率減税の廃止に伴う負担増でございますが、これは定率減税20%されておりましたものが、今年度と来年度でそれが廃止されるという形になりますので、それぞれ20%が負担増になるというようなことになろうかと思いますが、町税全体に影響します額につきましては、約1,500万円、平成19年度において1,500万ぐらいな増額になるのではないかと見込んでおります。

それから、税率の改正に伴います影響でございますが、これにつきましては、個人個人で負担増になるということはないように、所得税が減って、その分が住民税の方に回るといことになりまますので、総体としては全く負担増にはならないという形になろうかと思ひます。

この町税に対します影響でございますが、19年度におきまして約7,580万ぐらいの影響があるものと見込んでおります。

それから、たばこ税の税率の改正でございますが、今回の改正によりまして、17年度の本数でまいりますと444万7,000円ぐらいの増を見込んでおりますが、これは改正の日付が7月1日からになりますので、これより若干減るのかなというような感じはしております。

あと、固定資産税の負担調整の関係でしょうか。

○14番（渡辺 強君） わからない。わからなければいいですよ。しょうがない。

○税務課長（中川 昇君） 話がややこしくなるのかと思いますので、ではよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議がありますので、これより討論に入ります。

本案に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 多くの横瀬や秩父や本庄とか、いろんな選挙あって、人事の関係とかで専決処分をやらなくて、臨時議会でやった議会の様子を見ますと、やはりこういう問題について専決でやられて、国会で決まったと言っても、自分たちの国民はこの意思表示をしなくてはならない。そういう立場から今、小泉内閣が進めた国民総負担増の中で、やはりこの言葉を言っていかななくてはならない。今、村上ファンドやホリエモンのような問題で、あぶくに泡ではなくて、要するに相当株でもうけて、何千億を動かすというような人がいれば、もう事業が失敗して、路頭に迷って、みずから命を絶つというようなこの世の中で、やはり今、小泉内閣の進めている問題に対して是々非々でやっていけなければ、国民が戦前のような国家総動員で国の言うことは全部従えというような形になってしまうので、私はこの問題についてどうしても余り議論はしませんけれども、この町民負担増の町税条例の改正については、そういう立場から反対の意思表示をしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、議案第31号は承認されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第6、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成16年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にありまして、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されております。これに伴いまして、緊急に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分をさせていただき、同日、長瀬町条例第20号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分をいたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

ご配付いたしました参考資料、平成18年度長瀬町国民健康保険税条例の改正概要で説明させていただきたいと存じます。なお、施行期日は、それぞれに記載してありますので、省略をさせていただきたいと思っております。

初めに、第2条第2項の改正でございますが、介護納付金課税限度額を「8万円」から「9万円」に引き上げるものでございます。

第13条は、第2条の改正に伴う条文の整備で、減額後も限度額の規定を適用するものでございます。

次に、附則第2項でございますが、附則の追加に伴う条文の整備でございます。

附則第3項、次の附則第4項は、公的年金等控除の見直しに伴う軽減判定基準に係る激変緩和措置でございます。公的年金等控除額の見直しに伴いまして、65歳以上の公的年金等所得者の所得金額が増加するため、軽減判定の際、基準となる所得金額から平成18年度は28万円、平成19年度は22万円を控除し、急激に軽減対象から除外され、税額の増加につながることを防ごうとするものでございます。

次に、附則第5項、次の附則第6項は、同じく公的年金等控除の見直しに伴う所得割の額の激変緩和措

置でございます。65歳以上の公的年金等所得者の所得割の算定の際に、所得金額から平成18年度においては13万円、第6項では、平成19年度においては7万円を控除いたしまして、急激に所得割額が増加することを防ごうとするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。附則第7項から附則第14項までは、附則第3項から附則第6項までを追加したことに伴い、それぞれ項を繰り下げるとともに、地方税法等の改正に伴う条ずれ、項ずれによる条文の整備でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。附則第15項、附則第16項でございますが、先ほどの税条例の改正にありました租税条約実施特例法に係る条約適用利子等、条約適用配当等に係る所得について、所得割の算定基準、軽減判定基準に係る所得金額に合算する規定を設けたものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日、適用区分を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第32号 専決処分承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。



### ◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第7、議案第33号 長瀬町集会所施設等設置条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第33号 長瀬町集会所施設等設置条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、公の施設の管理を委託する規定を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第33号 長瀬町集会所施設等設置条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、公の施設の管理委託について、従来の管理委託制度から指定管理者制度に変更されたため、公の施設の管理を委託する規定を改正する必要性が生じたので、関係条例の一部を改正させていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第1条、長瀬町集会所施設等設置条例の改正でございますが、先ほどご説明申し上げましたように、地方自治法の改正規定を受けまして、第3条を削り、第4条を第3条とするものでございます。

次に、第2条、長瀬町集落農業センター等設置条例の改正でございますが、これにつきましても、同様に第3条を削り、第4条を第3条とするものでございます。

以下、第3条の長瀬町緑の村設置及び管理条例、第4条の長瀬町広場等利用施設設置及び管理条例、第5条の長瀬町運動場等利用施設設置及び管理に関する条例、第6条の長瀬町町民プールの設置及び管理に関する条例につきましても、同様の改正を行うものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今、総務課長の説明の中で、指定管理者制度の導入で、今まで町が建ててやった集会所5カ所、唐沢、下山、矢那瀬、宮沢、井戸が集会所です。あと、町営グラウンドと塚越のグラウンド、保健センター、町民プールです。こういうところを今度管理を、指定管理者制度という名前で管理を委託するということで、ではその指定管理者制度によって、その管理を今度は町からどういうふうな形で変わっていくかについて、その利点。今まで私も思っていたのは、管理を行政区に任せているところもあるし、いろいろだったのですけれども、今度はどのような状態になるのか、もっと詳しく。それで、その指定管理者制度によって、どういう利点があるのかについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） ご質問にお答えさせていただきます。

今のところ、町の公共施設につきましては、直営ということですので行っております。これにつきましては、国の考え方といたしましては、町にはそれほど大きなあれはありませんが、大きな施設で、ある程度収益事業等もできるような大規模な施設につきましては、今度は指定管理者制度というのを法律で変えまして、できるようになりました。これをしたことによりまして、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するということが一つあります。それから、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るということ、それから経費の削減が図れるというような、こういうようなことで、今までは公共的団体としか委託管理はできませんでしたが、今度はそういった極端に言いますと、その収益事業を行う株式

会社でも指定管理できるというようなことも考えられます。そういったことで、法律がそのように改正されました。

ただ、今のところ町にはそういった大きな収益を伴うような施設はございませんので、今のところは町の設置した公の施設でございますので、それは今のところ直営ということで考えております。ただ、今後はそういった時期とか、その状態、経済の状態等を考えて、指定管理者制度に指定していくということは考えられると思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今、長瀬では、各区、区というか、近場にうちの耕地では、中野上区ではもう唐沢、竹之内、和田に集会所があります。しかし、その唐沢では、はっきり言って住民も出しているけれども、相当県や国の予算でできているし、我々和田の地域でもお金はいただきましたけれども、1人私なんかあの当時15万ぐらい出したのです、少ない金額。だから、私はこういう集会所が各地域にでき上がって、大体でき上がったというか、その中で集会所を大いに年寄りのサロンとか、年寄りが集まる場所とか、健康診断だとか、いろんな中で使っているようにしなければ、私はもったいないと思うのです。これからは年寄り社会ですから、その孤独な年寄りをひとり暮らしや高齢者の人たちが集まる場所をつくって、そして地域のお年寄りや障害者を地域で面倒見るといようなことも考えながらやっていかねばならない時代ではないかと思うのです。行政ばかりに頼っていないで、地域の住民がやっぱり見守っていくということが大事だと思うので、こういうことにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第33号 長瀬町集会所施設等設置条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第8、議案第34号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第34号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律等の引用法令が改正されたことに伴い、文言整理等の所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

- 参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第34号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律等の引用法令が改正されたことに伴い、字句の整理等所要の改正を行う必要が生じたので、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第2条の2の改正でございますが、これは通勤の範囲の改定に伴う改正でございます。複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動並びに単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を加え、あわせて所要の字句の改正を行ったものでございます。

次の第8条、第9条及び第10条の改正につきましては、引用法令の改正に伴い、所要の改正を行ったものでございます。

次に、第10条の2でございますが、これは身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療養施設等の障害者を支援する施設が障害者支援施設に移行することに伴う所要の改正を行ったものでございます。

次に、第12条、附則第2条の3、附則第2条の4、別表第2の表及び備考につきましては、字句の整理等を行ったものでございます。

次に、附則第1条でございますが、この条例は、公布の日から施行し、第10条の2の改正規定は、平成18年10月1日から施行するものとするものでございます。

次の第2条につきましては、経過措置について定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第34号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

る条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第9、議案第35号 総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第35号 総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。

総合保養地域整備法に基づく秩父リゾート地域整備構想を廃止することが平成18年4月7日付で公表されましたので、総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 議案第35号 総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例につきましてご説明を申し上げます。

この条例は、総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法に基づいて設置した特定民間施設のうち、一定の基準にあるものについて、固定資産税を3年間にわたって一般の税率より低い税率によって課税し、これによって優良な民間施設の整備促進を図ることを目的としていたものでございます。

当町におきましても、秩父リゾート地域整備構想において、長瀬重点整備地区といたしまして位置づけられておりましたが、整備計画の進展がないまま、県の総合保養地域の整備に関する基本構想「秩父リゾート地域整備構想」を廃止することが平成18年4月7日付で公表されました。このため、この条例が適用されることがなくなりましたので、総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止したいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第35号 総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第10、議案第36号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第36号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第36号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。今回の改正は、条例の別表におきまして、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額が定められておりますが、この退職報償金の支給額を改正政令に合わせまして、10年以上25年未満勤続の分団長、副分団長、部長及び班長について一律に2,000円引き上げさせていただくものでございます。

次に、附則でございしますが、第1項につきましては、施行日を定めたものでございます。

第2項は、経過措置を定めたものでございまして、改正後の支給額は、平成18年4月1日以降に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、従前のとおりとすることを規定したものでございます。

第3項につきましては、内払の規定を定めたものでございまして、平成18年4月1日以降に退職し、既に支給された退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなすことを規定したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

ます。

- 議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第36号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（西山津智男君） 日程第11、議案第37号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第37号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万6,000円を減額して、歳入歳出の総額を28億4,075万2,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では諸収入の増額、繰入金の減額、歳出では議会費の減額、老人福祉費の増額のため、歳入歳出予算をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

- 企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第37号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を28億4,110万4,000円とするものでございます。

では、補正予算の内容につきまして説明いたします。歳入ですが、8ページ、9ページをごらんください。款15県支出金、項3県委託金、目5教育費県委託金につきましては、埼玉県との契約により、小学校

に相談員を配置する「子どもと親の相談員」活用事業の委託金35万1,000円を受け入れるものでございます。そのための増額でございます。

款19諸収入、目4雑入でございますが、高齢者生活状況実態調査事業を実施するため、地域社会振興財団から長寿社会づくりソフト事業費交付金410万円を受け入れるものでございます。

款21繰入金でございますが、今回の補正予算では、歳入が歳出を上回っているため、財政調整基金へ521万5,000円戻すものでございます。

次に、歳出の補正の内容を説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。まず、款1議会費、項1議会費の目1議会費でございますが、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により、議員報酬の減額、議員期末手当の積算月数の減少が平成18年4月1日から施行されたことに伴いまして、報酬を162万円、職員手当等を359万6,000円それぞれ減額するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費につきましては、地域社会振興財団長寿社会づくりソフト事業費交付金を利用して、高齢者の緊急連絡先の把握や今後実施する予定の介護予防事業を展開する上で、必要なメニューを検討するために、高齢者の生活状況を調査する費用として、民生委員への聞き取り調査の報償費を144万円、需用費を2万3,000円、役務費を1万2,000円、高齢者実態状況分析及び聞き取り情報データベース委託料を262万5,000円それぞれ増額するものでございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費の目2事務局費でございますが、児童の悩み相談、家庭、地域と学校の連携の支援を行うために、埼玉県との契約により、長瀬第二小学校に相談員を置く費用として、報償費を35万2,000円増額するものでございます。

以上で予算案の説明を終了いたします。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 地域社会振興財団長寿社会づくりソフト事業費交付金ということで410万、これは長瀬がいろいろ交渉、交渉というか、した中で交付金をいただいたということで、そしてこれによって高齢者実態状況分析及び聞き取り情報データベース委託料等、民生委員の人たちに特に実態を把握するために、いろいろ調査してもらって予算がついたわけです。

そこで、質問なのですが、報償金は民生委員が聞き取り調査をするということなのですが、もう聞き取り調査の中身は、きちんともうできているのでしょうか。それで、民生委員がどれだけの人員がいて、どのような人員で調査するのかについて、民生委員の数、それで民生委員の人たちの仕事量、それでこの要するに報償金というのはお礼だと思えるのですが、どのような金額にしていくのかについてお願いしたいと思います。

あと、高齢者実態状況分析聞き取り情報データベース委託料と、この委託料は、どんな業者に委託するのか。また、業者というか、どんな人にやるのかと、この二つについて。

できれば、一般質問でもいろいろ話された中で、委託料の問題で、この委託料は、実際は長瀬町にも愛育班という人たちもいますし、この委託料はどういうふうにしていくのかについてお願いしたいと思います。

また、私が一般質問の中でも出したように、この262万5,000円というのは、結局今、高齢者は孤独でありまして、外へ出たがらない人もいますし、元気なお年寄りも、どんどんいろんなところに出かけるお年

寄りという中で、この問題について、しかし、こういう中で高齢者で先ほど言ったように、シルバー人材センターに登録するような人は足がございませぬから、結局要するに事業団に行って、私も要するに送り迎えの認定をしたいと言っても、なかなか行けないという中で、これは聞き取り調査は民生委員がやりましたけれども、そういう介護認定とすれすれの人たちが、これから私も含めてなる可能性があります。まだらぼけと言っては悪いけれども、要するに私なんかも相当物忘れが出てきまして、はっきり言ってそうなのです。だから、若いとか若くないの関係なく、やっぱりこれからの人たちは、こういう問題について、要するに認定前の人の問題について、やはり実態調査をお願いして、これからの社会としては、要するに買い物や公的機関に行ったり、税金を納めに行ったり、病院に行ったりすることの送り迎えのそういうデータをきちんとつくっていただきと思うわけですが、この辺についてご回答をお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

聞き取り調査の中身なのですけれども、項目はまだ決めておりません。これから検討していきたいと思っています。

それから、民生委員の数ですが、24名の方をお願いしてございます。

それで、仕事量ということですが、65歳以上の方全員を一応考えておりますので、2,148人、これ6月1日現在ですけれども、この方たちのそれぞれのお宅にお伺いして、質問項目を決めました後に、いろいろと教えていただくというか、調査をさせていただきたいと考えておりますので、ざっと言いまして、1人当たり100人の方のところにお邪魔させていただいて、聞き取り調査をやっていきたくて考えております。それですので、一応報償費の方ですけれども、1日当たり5,000円で、12日間ぐらいを考えています。実際のところは、多分出向いて、お留守の家庭もかなりあると思いますので、12日間では当然済まないと思いますけれども、それで算出しますと、この額になるわけでございます。

それから、委託料の業者を決めているかということですが、まだ今のところは決めておりません。これから入札等でお世話になっていきたいと思っています。

それから、高齢者でシルバーの関係の方に登録するのに、足のない者はどうするかというふうなお話で、これはちょっとシルバーの有償運送の方の登録の方ですと、これは希望がありましたら、お知り合いの方とか、いろんな方に声かけしていただいで、シルバーの方へ届けていただければ、登録の方、希望を届けてもらえれば、電話でも結構ですけれども、シルバーの方で出向いて登録の手続はお話を伺ってするそうです。シルバーの方で出向かないと、これは移動の困難な方を対象にしていますので、自分から行ける方はちょっと少ない。対象にならないということになりますので。

それから、認定の関係の方もあったかと思うのですけれども、そちらの方は、家族の方に申請の方はしていただきまして、調査の方はそれぞれご自宅の方へお伺いしております。

以上かと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 非常に単純なことをお聞きしますが、高齢者実態状況分析及び聞き取り情報データベースなんて書いていますけれども、委託料ということで、そういうものをつくって、これつくって何に使って、どういうものなのですか。勉強不足で初めて聞く言葉なのですけれども。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 村田議員さんのご質問でございますが、まず第1には、ことし介護保険の方が改正になりまして、介護予防に力を入れるということになりまして、まず65歳以上の人口の約5%、これは国の方で机上で考えている部分なのですけれども、そういう方が介護保険を受ける一歩手前の方、特定高齢者というのですけれども、介護予防が必要な方を見つけてというか、掘り起こして、介護の認定者にならないように、介護予防を展開しなさいということになっております。その方法としましては、民生委員さんや保健師の方も、それからうちの方ですと愛育班の訪問とか、あとは家族からの申し出とか、ご近所の方からの情報とか、いろいろ出てくるかと思うのですけれども、それだけでは把握し切れない部分もありますので、こういうふうに全世帯の実態調査をさせていただいて、そういう方を少しでも早く掘り起こしをさせていただいて、うちの方でお世話になっております介護予防の事業の方につなげていきまして、少しでも介護を受ける状態にならないようにするために取り組んでいきたいとまずは考えております。

それから、あとは、今昼間、高齢者の方もお一人で住んでいる方ももちろんおりますけれども、若い方と一緒にいまして、昼間は1人になる方もかなりおります。そういう中で、緊急の事態が発生したときに、緊急の家族の連絡先とか、そういうこととか、それぞれの健康状態も把握させていただいて、そういう緊急事態になったときに、民生委員さんや町の方で把握させておいていただいて、少しでも家族に知らせるとか、病院に知らせるとかの手助けになればというふうなことも考えております。

それから、先ほどの介護予防の関係ですけれども、それだけに限らず、町のいろんな健康事業に参加を促して、孤立しないように、いろんな健康事業をやっていく中に役立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 3番、村田です。今の話聞いていますと、病人見つけみたいな話につながるような感じもするのですが、そんなデータを、データはどんなものというはもっとはっきりしないわけですが、ワープロの紙に書いておいて、個人で1個ずつつけていって、これは職員だってできると思うのです。こんなの委託しないで。ただ、もらった錢だから使ってしまうと取り上げられるということがあるかわからないのですけれども、その辺で補助金というか、そういうもらった錢は使ってしまうと取り上げられてしまうというのならこれしようがないのですけれども、そういう錢だったらもらわない方がいいので、何かデータベースなんていうと、ばかに難しいふうに分かるのですけれども、そのデータそのものの中身をまだわからないような状態ですから、その辺を検討して、ぜひこんなのは委託しなくてもできると思うのです。そんな難しいプログラム組まなくても、ただ、名前とか住所とか、電話番号とか、そういう個人的なデータがまず必要になってくると思いますけれども、そんなのは幾らでも入れられるわけで、こういうものは何とか委託料なしでやっていく方法をお考え願いたいのです。ゼロというわけにはいかないと思いますけれども、フロッピー1枚買ってただではないですから、そういうことで、立派なコンピューター、ワープロを皆さんは机の上に全部そろっていますから、私なんかありませんから使えないのですけれども、似たようなものが幾らかあるにはあるのですが、そういうことでぜひ努力をして、この中の一部でも町の財政に寄与できたらというご努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 質問ではないのですけれども、先ほど町長が提案理由で読み上げた数字と、私たちがいただいている資料がちょっと違っていたような感じがいたしました。お気づきの方も何人かいたのではないかと思います。それは。

〔何事か言う人あり〕

○7番（新井利朗君） ですから、本当言うと、もっと早くに言わなくてはいけないかもしれないけれども、どうもどんどん進んでいってしまったので、とりあえず訂正をしていただければと思ひまして、隣に総務課長おられますので。

〔何事か言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 大変失礼をいたしました。まじめなものですから、後で気がつきましたが、皆さんもう既にご存じだと思いますので、「歳入歳出それぞれ76万4,000円を減額し」と修正をお願いいたします。それから、総額、「歳入歳出の総額を28億4,110万4,000円にしようとするものであります」というふうに私の方から訂正を申し上げます。大変失礼をいたしました。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第37号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時20分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第12、議案第38号 埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変

更及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第38号 埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

事務処理の効率を図る観点から、平成18年9月30日をもって埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村交通災害共済組合が解散することに伴い、従来両組合で共同処理していた事務を埼玉県市町村職員退職手当組合で共同処理するため、埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務を変更し、同組合規約を全部変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

- 参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第38号 埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更についてご説明申し上げます。

先ほど町長の提案理由の説明にありましたとおり、事務処理の効率化を図る観点から、埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村交通災害共済組合が解散することに伴い、両組合で共同処理していた事務を埼玉県市町村職員退職手当組合で共同処理するため、埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務を変更し、同組合規約の全部を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、別紙の埼玉県市町村総合事務組合規約をごらんいただきたいと存じます。

第1条は、目的を定めたものでございまして、地方自治法の規定に基づき、埼玉県内の市町村の事務の一部を共同処理し、市町村財政の安定と、その健全化に寄与することを目的としております。

第2条は、埼玉県市町村総合事務組合という名称を規定し、第3条は、組合を組織する地方公共団体を定めたもので、別表第1に、市町村及び一部事務組合を掲げております。

第4条は、組合の共同処理する事務を定めたもので、第1号は、職員の退職手当に関する事務、第2号は、消防団員の公務災害等の事務、第3号は、住民に対する交通災害共済に関する事務を規定し、別表第2に、それぞれの事務の区分に応じ構成団体を掲げております。

第5条は、組合の事務所の位置について規定したものでございます。

以下の第6条から第17条につきましては、総合事務組合の議会、執行機関、経費の支弁方法をそれぞれ見出し事項について規定するとともに、本組合への加入及び脱退等について並びに雑則として、管理者への委任規定を定めたものでございます。

次に、附則第1項でございますが、この規約は、平成18年10月1日から施行するものとするものでございます。

次の第2項以下につきましては、経過措置等について規定したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私はこの議案もらって、総務課長に聞いた中では、埼玉県の市町村職員退職手当組合の事務を一括でこの議案の38号から42号では関連がありますね。そういう中で、事務を一括することによって、どういうメリットがあるかについて説明をお願いしたいと思います。

ですから、これによって、事務の節減ができるということで、結局今まであったお金が安くなるというふうに思うのです。それで、それによって、共済組合の職員も相当余裕ができるのではないかと思います。こういう問題については、やはり従来どおりではなくて、どういうふうに変わっていくかについて、もう少し詳しく説明できたらと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 3組合の統合のメリットということでございますが、一つには、人件費の削減というか、合理化というのが大きなことに挙げられると思います。それぞれの組合でそれぞれの職員で対応していたものが一つになりますので、それらにつきましては、大きなメリットがあると思います。

それから、組合と文書の收受とか発送、事務連絡、そのようなことにつきましても、今まではそれぞれの組合ごとにやっておりましたが、それが簡素化されるということです。統一されるということも大きなメリットになってくると思います。

それから、一つになりますので、組合の運営状況等につきましても、総体的に一つで把握が容易にできるようになると思います。

それから、組合議会等もございますが、これらも一元化になります。

それから、議案もそれぞれで今までいろいろと出しておりましたが、それらにつきましても、統一化、整理合理化等ができるようになると思います。

それから、予算、決算、それから会計事務等々、いろんな面でメリットが挙げられると思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 回答はいいのですけれども、要するにこのお金の事務は、各市町村がこの名簿で見ますと、相当の市や町がこれ埼玉県じゅうのあれがその事務に加わってお金を出しているわけですけれども、では現実にどのぐらいのお金が節減これによってできるのか。あと、人もやっぱりこれだけ事務簡素化となれば、人数も減らすことができると思うのですけれども、この人数についてはどういうふうになっているのか。

よくこういうところに、私は思うのには、どこでもそうですけれども、要するにこういった共済組合とか、こういういろんな学会ではだれも意見を言うような人はいないから、意外とその一部組合とか一部何だかというのは、天下りではないけれども、余り追及されないから、人数もそのまま、金額もそのままやってきているなれ合いになるわけなのですけれども、ではそういう中でどれだけの金額が節約できて、どれだけの人員を減らすことができるかについて回答できたらお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） それでは、かわりまして私の方でご説明させていただきます。

先ほど参事兼総務課長の方からメリットにつきましてご説明を申し上げたところでございますが、金額面について組合の方に問い合わせをいたしました結果によりますと、総額で概算800万円程度の経費の節減ができるのではないかといいような試算がされているようであります。

まず最初に、OA機器等のリース料、ファクス等も含めましてですが、約46万円ほどの減額が見込まれ

ております。また、事務所の統合ができますので、事務所の借上料等についての節約、年間ですけれども、185万円ほどというふうになっております。そのほか議会等、その他の諸経費等で590万くらい、合計821万円くらいになりますけれども、おおむね800万円程度というふうになっております。

それから、職員の関係でございますけれども、職員は10名というふうになっておりますが、現時点では職員の節減については、検討がされていないようではありますが、各市町村の財政的に厳しい状況がありますので、職員の定数の減などについても十分検討して対応していただくような措置を講じていただくように電話ではお願いはしたところでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいまお答えをいただきましたが、口で言ったのではだめで、ちゃんと書類書いて出してもらおうということをやってください。

それから、長瀬町では、この組合に対して幾ら負担しているのですか。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） それでは、交通災害共済組合の関係につきまして申し上げますが、町としての負担は特にしていないようでありまして、1件の申し込みにつき手数料として40円ほどちょうだいしております、事務費等に充当させていただいております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 退手組合の方の負担金でございますが、これにつきましても、組合に対する負担金ということではございませんで、掛金として退職手当につきまして、基本給掛ける1,000分の180ということで個々の職員の給料に応じて掛金を負担しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第38号 埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第13、議案第39号 埼玉県市町村交通災害共済組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第39号 埼玉県市町村交通災害共済組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

埼玉県市町村交通災害共済組合が解散した場合、同組合の事務を埼玉県市町村職員退職手当組合に承継させるため、同組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について、参事兼町民課長の説明を求めます。

〔説明省略〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ただいま説明省略との声がありました。

説明を省略したいと思います、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第39号 埼玉県市町村交通災害共済組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第14、議案第40号 埼玉県市町村交通災害共済組合の解散及び財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第40号 埼玉県市町村交通災害共済組合の解散及び財産処分についての提案理由を申し上げます。

事務処理の効率化を図る観点から、埼玉県市町村交通災害共済組合で共同処理している事務を埼玉県市町村職員退職手当組合で共同処理することに伴い、平成18年9月30日をもって埼玉県市町村交通災害共済組合を解散すること及び同組合の解散に伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（西山津智男君） 議案の内容等について、参事兼町民課長の説明を求めます。

〔説明省略〕という人あり〕

- 議長（西山津智男君） ただいま説明省略との声がありました。

説明を省略したいと思います、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

- 議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔なし〕という人あり〕

- 議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

- 議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第40号 埼玉県市町村交通災害共済組合の解散及び財産処分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

- 議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（西山津智男君） 日程第15、議案第41号 埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第41号 埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

埼玉県市町村消防災害補償組合が解散した場合、同組合の事務を埼玉県市町村職員退職手当組合に承継させるため、同組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について、参事兼総務課長の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ただいま説明省略との声がありました。

説明を省略したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第41号 埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第16、議案第42号 埼玉県市町村消防災害補償組合の解散及び財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第42号 埼玉県市町村消防災害補償組合の解散及び財産処分についての提案理由を申し上げます。

事務の効率化を図る観点から、埼玉県市町村消防災害補償組合の事務を埼玉県市町村職員退職手当組合で共同処理することに伴い、平成18年9月30日をもって埼玉県市町村消防災害補償組合を解散すること及び同組合の解散に伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について、参事兼総務課長の説明を求めます。

〔説明省略〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ただいま説明省略との声がありました。

説明を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第42号 埼玉縣市町村消防災害補償組合の解散及び財産処分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第43号の説明、採決

○議長（西山津智男君） 日程第17、議案第43号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（西山津智男君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第43号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

来る6月23日に任期満了となります春山亥三夫氏におかれましては、平成9年から3期9年にわたって委員としてご活躍をいただきましたが、今限りで辞任したいとの申し出がありましたので、後任の人事であります。

野原新平氏は、レントゲン技師として埼玉県の保健所等に勤務された後、昭和47年から秩父市立病院に勤務され、平成17年3月に定年退職されました。退職後は矢那瀬下郷区長を務められるなど幅広い見識を有する方でございます。後任として野原新平氏を選任することについて議会の同意をいただきたいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第43号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり同意されました。



#### ◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（西山津智男君） 日程第18、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題いたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



#### ◎閉会について

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成18年第2回定例会を閉会することにいたします。

---

◇

◎町長あいさつ

○議長（西山津智男君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、条例の改正案など13件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。

これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

いましばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、8月には町の一大イベントであります船玉まつりも例年どおり予定されております。

皆様には健康にご留意され、また町政の進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

---

◇

◎閉会の宣告

○議長（西山津智男君） 以上をもちまして、平成18年第2回長瀬町議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後4時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年 8月17日

議 長 西 山 津 智 男

署 名 議 員 渡 辺 強

署 名 議 員 村 田 正 弘

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子